

GIFU BANK REPORT

ぎふぎんの現況
ディスクロージャー誌

2012

 十六銀行グループ

 岐阜銀行

目次

事業の概況	1
リスク管理態勢	2
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	4
ぎふぎん概要	6
連結情報	9

単体情報	20
連結自己資本の充実の状況等	44
単体自己資本の充実の状況等	52
報酬等に関する開示事項	60

銀行法に基づく開示項目

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料で、銀行法施行規則に定められた開示項目に従って作成しております。

銀行法施行規則第19条の2

【銀行の概況及び組織に関する事項】

経営の組織	6
上位10先の大株主	43
取締役及び監査役の氏名及び役職名	6
営業所の名称及び所在地	7・8

【銀行の主要な業務の内容】

【銀行の主要な業務に関する事項】

直近の事業年度における事業の概況	1
直近5事業年度における主要な業務の状況指標	
経常収益	25
経常利益又は経常損失	25
当期純利益又は当期純損失	25
資本金及び発行済株式の総数	25
純資産額	25
総資産額	25
預金残高	25
貸出金残高	25
有価証券残高	25
単体自己資本比率	25
配当性向	25
従業員数	25

【直近2事業年度における業務の状況指標】

《主要な業務の状況を示す指標》	
業務粗利益、業務粗利益率	28
資金運用収支	28
役務取引等収支	28
特定取引収支、その他業務収支	28
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り、資金利鞘	27・29
受取利息・支払利息の増減	29
総資産経常利益率、資本経常利益率、 総資産当期純利益率、資本当期純利益率	27

《預金に関する指標》

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の 預金の平均残高	31
定期預金の残存期間別の残高	41

《貸出金等に関する指標》

手形貸付、証書貸付、当座貸越等の平均残高	32
貸出金の残存期間別の残高	41
担保の種類別の貸出金残高・支払承諾見返額	33・34
使途別の貸出金残高	33
業種別の貸出金残高・割合	33
中小企業等向け貸出金残高・割合	32
特定海外債権残高	32
預貸率(期末・期中平均値)	28

《有価証券に関する指標》

商品有価証券の種類別の平均残高	36
有価証券の種類別の残存期間別の残高	41
有価証券の種類別の平均残高	36
預証率(期末・期中平均値)	28

【業務の運営に関する事項】

リスク管理の体制	2・3
法令遵守の体制	4・5
指定紛争解決機関の商号又は名称	5

【直近の2事業年度における財産の状況】

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	20～22
破綻先債権	34
延滞債権	34
3カ月以上延滞債権	34
貸出条件緩和債権	34
自己資本の充実の状況	26・52～59
有価証券の取得価額、契約価額、時価、評価損益	37・38
金銭の信託の取得価額、契約価額、時価、評価損益	40
デリバティブ取引の取得・契約価額、時価、評価損益	39・40
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	34
貸出金償却の額	34
会社法監査	20
報酬等	60
重要事象等	24

銀行法施行規則第19条の3

【銀行及びその子会社等の概況】

銀行及びその子会社等の主要な事業内容、組織構成	9
銀行の子会社等に関する事項	
名称	9
主たる営業所の所在地	9
資本金	9
事業の内容	9
設立年月日	9
銀行が保有する子会社等の議決権割合	9
銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する 議決権割合	9

【銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項】

直近の事業年度における事業の概況	9
直近の5連結会計年度における主要な業務の状況指標	
経常収益	10
経常利益又は経常損失	10
当期純利益又は当期純損失	10
純資産額	10
総資産額	10
連結自己資本比率	10

【銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況】

連結貸借対照表、連結損益計算書及び 連結株主資本等変動計算書	12・13
破綻先債権額	10
延滞債権額	10
3カ月以上延滞債権額	10
貸出条件緩和債権額	10
自己資本の充実の状況	11・44～51
セグメント情報	18
会社法監査	13
報酬等	60
重要事象等	19

※当行の決算公告は、電子開示(インターネットのホームページに開示)を採用しております。ホームページアドレス <http://www.gifubank.co.jp/tousika.html>

■ 経済・金融環境

当期の国内経済は、東日本大震災に伴うサプライチェーンの寸断、電力供給の制約等の影響に加え、欧州債務危機に端を発する海外景気の減速、円高の進行や、タイの洪水被害などの影響を受けて、前半から半ばにおいて足踏みの状態にありましたが、後半にかけては、復興需要の下支えもあって緩やかながら持ち直しの動きが続きました。

当地域におきましても、基幹産業である自動車関連での生産が持ち直したことなどにより、後半は企業収益の改善がみられました。

■ 単体業容

預金残高は、調達コストの改善に向けた定期預金の金利優遇見直し等により、前年度末比738億円減少して6,223億円となりました。

貸出金残高は、中小企業・個人事業主を中心とした事業性貸出、及び個人向け貸出に注力したものの、資金需要の伸び悩みに加え、十六銀行との合併に係る取扱商品の見直しにより住宅ローンの新規受付を平成23年12月末で終了したことなどから、前年度末比515億円減少して4,390億円となりました。

有価証券残高は、利息配当金収益の安定確保に向けて国債等を中心にボリュームを積み上げた結果、前年度末比117億円増加して2,030億円となりました。

■ 単体損益

当期は、貸倒引当金が取崩しとなったほか、株式等売却益が寄与したことなどもあり、20億円の純利益となりました。なお、前期比では144億円の増加となりますが、前期は、十六銀行との統合関連費用の前倒し処理を主因として123億円の純損失となったものです。

■ 単体自己資本比率

自己資本比率は、期間利益を計上した一方、資本の質を高めるために一部期限付劣後債務を返済したことなどにより自己資本額が前年度末比23億円減少したものの、貸出金減少を主因としてリスク・アセット等も同比454億円減少したことにより、同比0.81ポイント上昇して11.94%となりました。

■ 単体不良債権比率

金融再生法ベースの不良債権比率は、貸出金等残高が前年度末比521億円減少したものの、不良債権の最終処理促進などにより開示債権額が60億円減少したことなどにより、同比0.77ポイント低下して4.26%となりました。

当行は、平成22年12月22日に株式会社十六銀行の完全子会社となり、関係当局の認可等を前提に、平成24年9月18日に合併を予定しております。

合併後の新銀行におきましても、一層のサービス向上を心がけ、総合的な金融サービスの提供により、お客さまのご満足と地域社会への貢献を実現できるよう、精一杯努力する所存でございますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

金融規制の緩和や国際化などが急速に進展するなか、金融機関の抱えるリスクは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性はますます高まっております。

このような環境下において、当行では安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立に向けて、「統合的リスク管理方針」をはじめとするリスク管理方針および規定を制定し、リスク管理の方針や管理の方法を明確にしております。

また、業務部門毎にリスク管理部署を定めて、その特性に応じたリスク管理を行うとともに、様々なリスクを統合的に管理する部署としてリスク統括室を設置しているほか、リスク管理にかかる重要な方針や施策に関しては、定期的開催されるALM委員会や各リスク管理委員会において協議することにより、銀行全体のリスクの把握とコントロールに努めております。

■ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態悪化等により債権回収が不可能となり銀行が損失を被るリスクを指します。

当行では、「クレジットポリシー」および「信用リスク管理規程」に基づいて貸出資産の健全性の維持・向上を図るとともに、自己査定とリンクした格付制度の導入と厳格な運用により、与信が特定先や一定業種に偏らないバランスのとれた適切なポートフォリオの構築に努めております。

また、信用リスクを適切な範囲に制御し資産の健全化を図るため、営業部門から独立した融資審査グループが案件審査を、融資企画グループが信用リスク管理の方針策定ならびに信用リスク量の測定を行っております。

さらに、行内の全ての部署から独立した立場にある内部監査グループにおいて、客観的立場から自己査定内容と償却引当の適合性および資産の健全性確保の状況について検証しております。

■ 市場リスク

市場リスクとは、金利、株価、為替などの市場の変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクを指します。

当行では、市場リスクが経営に与える影響を十分に認識し、半期毎にリスクリミット、運用ポジション枠等を設定し、その範囲内での運用とすることでリスクをコントロールしております。また、ALM委員会を毎月開催しリスクテイク状況を確認するとともに、相場見通しや運用方針等について協議しております。

なお、市場部門の相互牽制機能を確保するため、市場運用部門から独立したリスク統括室において、リスクの状況をモニタリングするとともに、運用状況や損益状況を経営陣に報告しております。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱や金融機関の財務内容悪化などにより、必要な資金の確保ができなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保において通常より不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクを指します。

当行では、安定した資金繰りが経営の重要課題であると認識し、資金繰り担当部署である市場国際グループを中心に関係各部署が連携し、効率的で安定した資金繰りに努めているほか、ALM委員会において対応方針等を協議しております。

■ オペレーショナルリスク

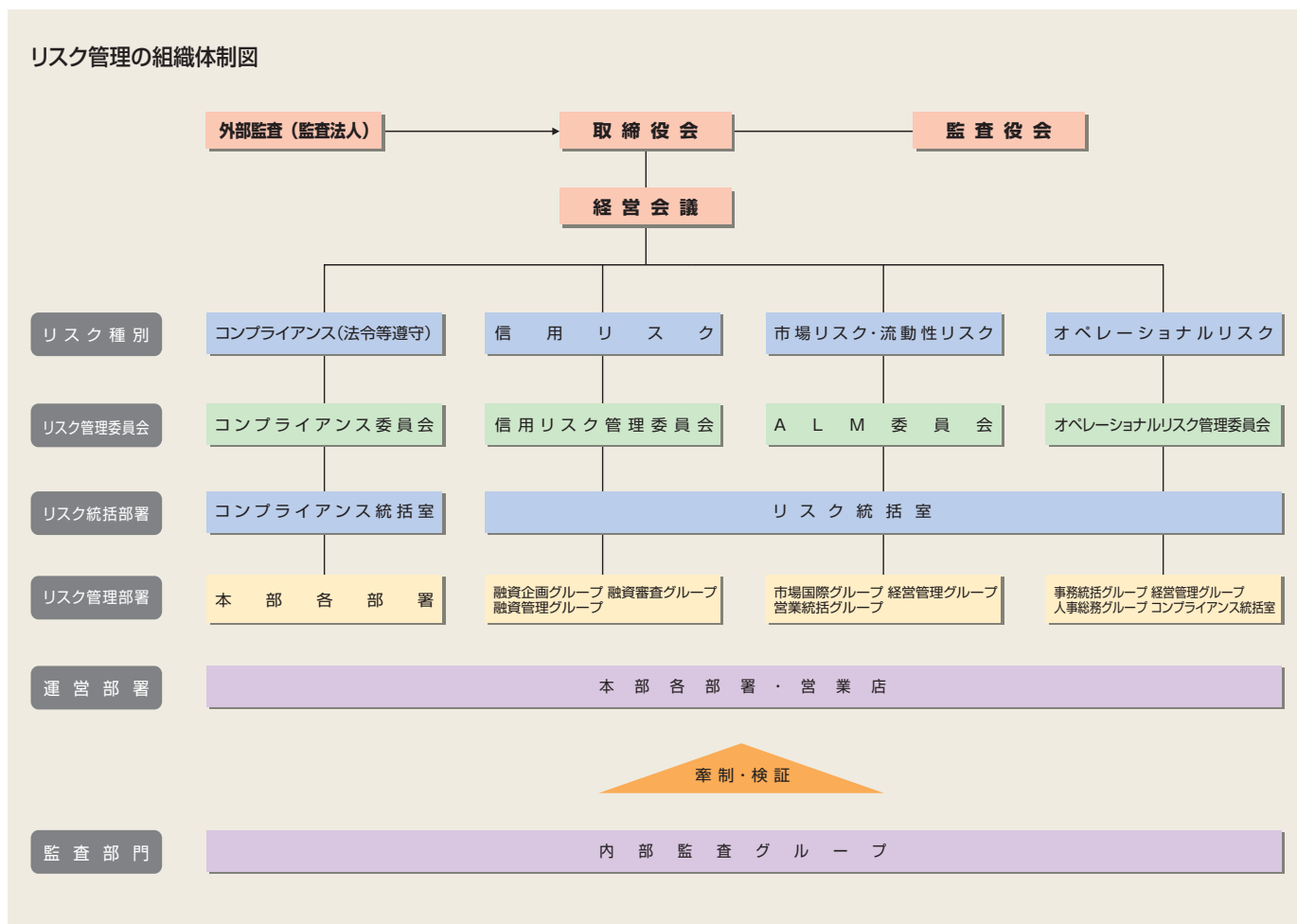
オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することにより損失を被るリスクを指します。

当行では、オペレーショナルリスクを、事務リスク、情報資産リスク、人材リスク、有形資産リスク、法的リスク、評判リスクの6つのカテゴリーに分類するとともに、それぞれにリスク管理部署を定め、その特性に応じたリスク管理に努めております。また、オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、管理態勢の整備・確保に係る事案等を協議しリスクの軽減に取り組んでおります。

■ 内部監査

当行では、業務の健全性と適切性の確保のために、内部監査グループがコンプライアンス（法令等遵守）態勢や内部管理態勢（リスク管理態勢含む）等の適切性及び有効性を独立的立場で評価・検証しております。

リスク管理の組織体制図



当行では、コンプライアンス態勢の一層の充実を図るため、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定しているほか、頭取を委員長、役員を主要な構成メンバーとするコンプライアンス委員会を設置しております。この委員会では、コンプライアンスに関する重要な事項、不祥事件等に関する対処策の検討・評価を行うなど、全行的レベルで取組むことにより、コンプライアンスマインドの向上を図っております。

また、「倫理綱領」および「行動規範」を策定し、平成17年10月より施行しております。当行では、コンプライアンスを実践するために、倫理綱領および行動規範の遵守を日常業務の根幹と位置付け、公正かつ誠実に行動する企業風土の醸成に努めております。

■ 倫理綱領

1. 信頼の確立

グループの社会的責任と公共的使命の重みを十分認識し、情報管理を徹底するとともに、企業情報の適時適切な開示を含め、健全かつ適切な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

2. お客さま本位の徹底

常にお客さま本位で考え、十分なコミュニケーションを通じて、お客さまのニーズに最も適合する金融サービスを提供し、お客さまの満足と支持をいただけるよう努めます。

3. 法令等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない、公正かつ誠実な企業活動を遂行します。

4. 人権および環境の尊重

お互いの人格や個性を尊重するとともに、人類共通の資産である地球環境の保護を重視して、社会との調和を図ります。

5. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を買きます。

■ 行動規範

1. 信頼の確立

- ・ 高い倫理観に基づく誠実な執務
公明正大で透明性の高い企業活動を行うため、高い倫理観に基づき担当職務を誠実に遂行します。虚偽の報告を行うなど、事実を歪めたり隠したりしません。
- ・ 守秘義務・情報管理の徹底
業務を通じて知ったお客さまの情報については、正当な理由やご本人の同意なく他に開示しません。お客さまの情報は、厳格に取扱います。会社の情報資産についても、社内規則を厳格に遵守します。
- ・ 適正な会計処理と情報開示
会社の帳簿に不正確な処理や虚偽・誤解を招くような記入はしません。企業情報の開示は、事実に基づき誠実に履行します。

2. お客さま本位の徹底

- ・ 誠実で節度ある対応
お客さまに接する際には、親切・丁寧・誠実な対応に努めます。お客さまの利益が損なわれることがないよう、お客さま本位の姿勢を買きます。また、社会常識から判断して過度な接待・贈答は行いません。
- ・ 適合性原則の遵守と説明義務の徹底
お客さまのニーズや経験に応じて適切と考えられる商品・サービスを提供します。お客さまのメリット・デメリット・リスクなどを十分に説明し、ご納得いただいた上で取引します。
- ・ 意思確認の徹底
お客さまと契約を締結する際には、契約内容をよく理解されているか、ご本人の意思に基づいた契約であるかを確認します。

3. 法令等の厳格な遵守

- ・ 法令等の遵守
法令やルールを厳格に遵守の上、公正で誠実な企業活動を遂行するとともに、グループにおける高い倫理の維持と法令やルールを守る企業風土の維持、一層の向上を目指します。
- ・ 不公正な取引の禁止
お客さまに対する優越的な地位を利用して取引を勧誘しません。自社やグループ会社の利益のために、お客さまの利益を損なうことのないよう行動します。
職務上知り得た情報をもとに自己の利益を図る行為をしません。特に、グループ会社やお取引先の株価に影響を与えるような未公表の重要事実をもとに株式等の売買を行いません。重要事実該当する情報を入手した場合は、情報の取扱いには細心の注意を払います。

自社の利益のためにグループ内の他社の利益を損なうことのないよう行動します。お客さまの非公開情報を取扱う場合や親子会社間で取引する場合などにおいては、禁止された行為でないか細心の注意を払います。

有価証券等の信用取引、証拠金取引、デリバティブ取引のほか、専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券等の取引を行いません。

- ・知的財産権の尊重

創作された自社の知的財産権(特許権、商標権、著作権等)の適切な保護に努めるとともに、第三者の知的財産権を尊重します。

- ・公私混同の禁止

利害関係にとらわれず、常に公平・公正な立場からの価値判断を行うように努めます。公私のけじめをつけ、会社資産の私的流用はしません。

4. 人権および環境の尊重

- ・人権の尊重

人間性尊重という基本精神に立ち、人種、国籍、信条、宗教、性別などによる差別や人権侵害を行いません。

- ・働きやすい職場環境の醸成

役職員はひとりひとりがお互いを仕事のパートナーとして尊重し合い、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどは人間としての尊厳を傷つける行為であることを銘記し、これらを職場から排除します。

- ・環境への配慮

地球環境の保護を重視し、社会との調和を図ります。

5. 反社会的勢力との対決

- ・反社会的勢力との対決

暴力団や総会屋などの反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫きます。

- ・マネーロンダリングの防止

金融機関を通じて取引される資金が、各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意します。本人確認を徹底し、各種犯罪性が疑われる取引を発見した場合は見過ごすことなく適切に対応するなど、マネーロンダリングの防止に努めます。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

岐阜銀行は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応します。

2. 外部専門機関との連携

平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図ります。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

いかなる理由があっても反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

■ 当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会

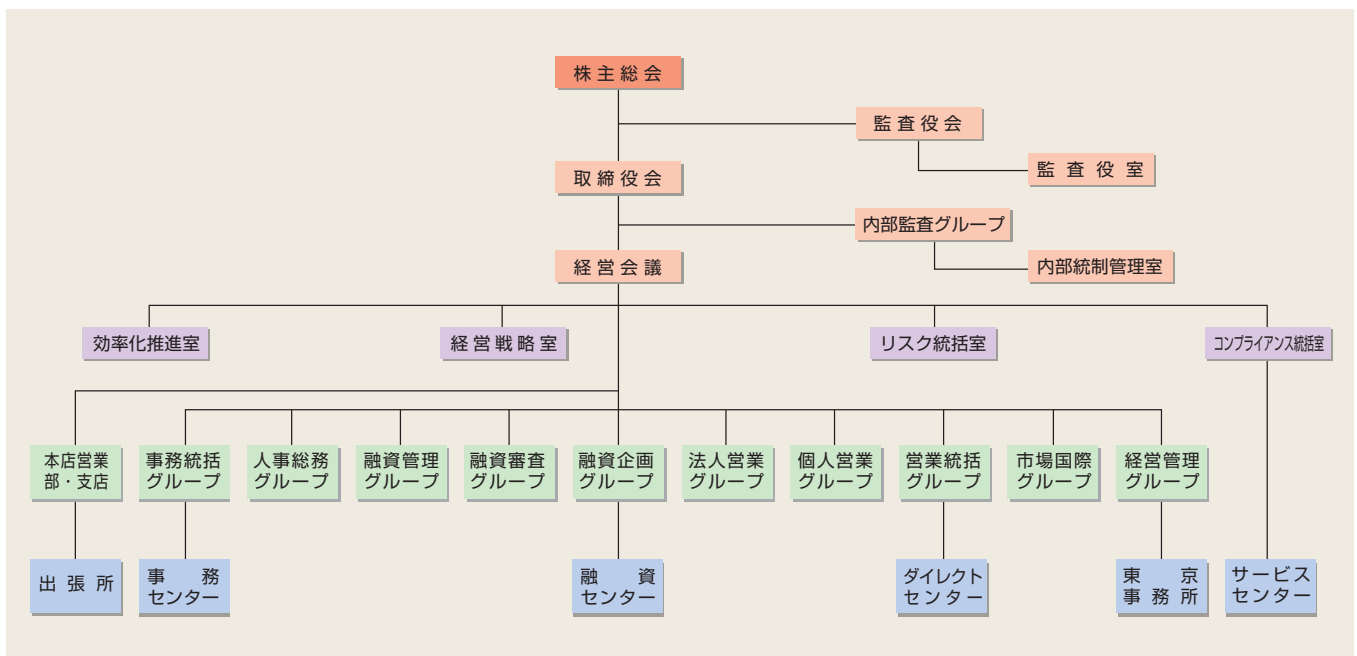
連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

■ 主要な業務内容 (平成24年6月30日現在)

預金業務	普通預金、当座預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、外貨預金等を取扱っております。
貸出業務	貸付 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。 手形の割引 銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取扱っております。
商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っております。
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。
外国為替業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
社債等受託業務	社債等の受託・管理に関する業務を行っております。
銀行代理業務	十六銀行の銀行代理業者として一部業務を行っております。
附帯業務	代理業務 1. 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 2. 地方公共団体の公金取扱業務 3. 住宅金融支援機構等の代理店業務 4. 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 保護預りおよび貸金庫業務 債務の保証(支払承諾) 公共債の引受 公共債の窓口販売 投資信託の窓口販売 保険の窓口販売

■ 組織図 (平成24年6月30日現在)



■ 役員 (平成24年6月30日現在)

取締役頭取	湯畑 正泰	取締役	松岡 貞之	常勤監査役	水野 晏嘉	執行役員	祐嶋 公男	執行役員	福島 主税
常務取締役	船橋 誠雄	取締役	玉越 尚登	監査役*	鈴木 規夫	執行役員	奈良村訓男		
		取締役	山田 章	監査役*	名知 清仁	執行役員	内川 文雄		
		取締役	林 利勝						

*監査役のうち鈴木規夫、名知清仁の2氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

■ 店舗一覧 (平成24年6月30日現在)

☆外国為替取扱店 ●外貨両替店 ○夜間金庫設置店 ◇住宅金融支援機構取扱店

サービス	店番	店名	岐阜市内 (6店舗・6出張所)	TEL
☆○◇	100	本店	岐阜市宇佐南1丁目7番1号	<058> 275-1111
●○◇	002	神田町支店	岐阜市神田町7丁目18番地	<058> 262-4191
○◇	039	本荘出張所	岐阜市鹿島町8丁目18番地	<058> 253-1611
○◇	029	金園町出張所	岐阜市金園町10丁目10番地	<058> 245-8181
●○◇	055	長良支店	岐阜市福光西2丁目6番12号	<058> 233-5211
◇	045	大洞出張所	岐阜市大洞緑山1丁目1番8号	<058> 243-3311
○◇	057	則武支店	岐阜市則武中2丁目6番5号	<058> 232-1411
○◇	035	忠節橋出張所	岐阜市早田大通1丁目11番地	<058> 232-8221
○◇	071	黒野出張所	岐阜市折立124番地の3	<058> 234-2661
○◇	061	尻毛出張所	岐阜市下尻毛459番地の13	<058> 239-1221
○◇	068	城東支店	岐阜市城東通3丁目31番地	<058> 275-2455
○◇	052	柳津支店	岐阜市柳津町東塚5丁目3番	<058> 388-3400

サービス	店番	店名	岐阜県内 (16店舗・4出張所)	TEL
○◇	058	穂積出張所	瑞穂市馬場春雨町1丁目31番地	<058> 327-3911
●○◇	038	各務原支店	各務原市那加住吉町1丁目33番	<058> 382-5211
◇	048	鶉沼出張所	各務原市緑苑中3丁目2番地(名鉄鶉沼緑苑団地パブリックセンター内)	<058> 384-4111
○◇	070	高富支店	山県市大字高富字杉森2127番地	<0581> 27-2791
○◇	004	大垣支店	大垣市藤江町6丁目4番地	<0584> 78-7137
●○◇	024	羽島支店	羽島市竹鼻町狐穴字渡瀬568番1	<058> 391-6181
○◇	072	岐南支店	羽島郡岐南町八剣1丁目18番地	<058> 246-4521
○◇	028	揖斐支店	揖斐郡揖斐川町三輪667番地	<0585> 22-0731
○◇	005	関支店	関市平和通り6丁目11番2	<0575> 22-0811
○◇	016	美濃加茂支店	美濃加茂市太田町4362番地	<0574> 25-2195
●○◇	066	広見支店	可児市広見5丁目2番地	<0574> 63-3451
◇	046	可児出張所	可児市今渡840番地の2(パロー今渡店内)	<0574> 61-3011
○◇	003	多治見支店	多治見市広小路2丁目63番地	<0572> 22-0141
	074	パロー多治見店出張所	多治見市若松町1丁目34番地(パロー多治見ショッピングセンター内)	<0572> 22-2181
●○◇	010	中津川支店	中津川市新町7番36号	<0573> 66-2171
○◇	027	瑞浪支店	瑞浪市寺河戸町字沖中1188番8	<0572> 68-2141
○◇	031	土岐支店	土岐市泉町久尻字西羽根547番地の2	<0572> 54-3121
○◇	033	恵那支店	恵那市大井町佐渡176番地の17	<0573> 26-1321
○◇	006	高山支店	高山市花里町6丁目59番地	<0577> 32-1400
●○◇	013	下呂支店	下呂市湯之島545番地の1	<0576> 25-3050

■ 店舗一覧 (平成24年6月30日現在)

☆外国為替取扱店 ●外貨両替店 ○夜間金庫設置店 ◇住宅金融支援機構取扱店

サービス	店番	店名	名古屋市内 (7店舗)	TEL
☆○◇	008	名古屋支店	名古屋市中区松原1丁目14番23号	<052> 321-5486
●○◇	030	池下支店	名古屋市中種区高見2丁目13番14号	<052> 751-5101
○◇	036	中川支店	名古屋市中川区澄池町4番7号	<052> 352-1231
●○◇	040	楠町支店	名古屋市北区西味碗2丁目803番地	<052> 901-2181
○◇	050	平田支店	名古屋市西区上橋町113番地	<052> 503-2811
●○◇	051	名東支店	名古屋市長東区本郷2丁目131番地 (本郷センターハイツ内)	<052> 774-4311
○◇	056	天白支店	名古屋市長天白区原1丁目2215番地	<052> 801-3111

サービス	店番	店名	愛知県内 (7店舗)	TEL
○◇	012	一宮支店	一宮市大江3丁目13番10号	<0586> 72-4531
◇	017	岡崎支店	岡崎市康生通南2丁目10番地	<0564> 22-6657
○◇	041	小牧支店	小牧市小牧2丁目58番地	<0568> 72-2351
●○◇	044	師勝支店	北名古屋市片場都49番地	<0568> 22-5551
●○◇	054	清洲支店	清須市新清洲1丁目4番地5	<052> 409-6001
●○◇	059	扶桑支店	丹羽郡扶桑町大字柏森字西屋敷155番地	<0587> 93-8711
○◇	062	岩倉支店	岩倉市新柳町1丁目49番地	<0587> 37-5121

サービス	店番	店名	三重県 (1店舗)	TEL
○◇	020	桑名支店	桑名市末広町32番地	<0594> 22-5215

サービス	店番	店名	東京都 (1店舗)	TEL
	047	東京支店	東京都中央区日本橋本町4丁目1番10号 (十六銀行東京支店1階店舗内)	<03> 3668-3191

サービス	店番	店名	その他	TEL
	075	ダイレクトセンター支店	岐阜市宇佐南1丁目7番1号	0120-608-694

■当行グループの概況 (平成24年3月31日現在)

当行グループ(当行及び当行の子会社)は、当行及び連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心に、消費者金融保証業務などの金融サービスに係わる事業を行っております。

当グループの事業に係わる位置づけは、次のとおりであります。

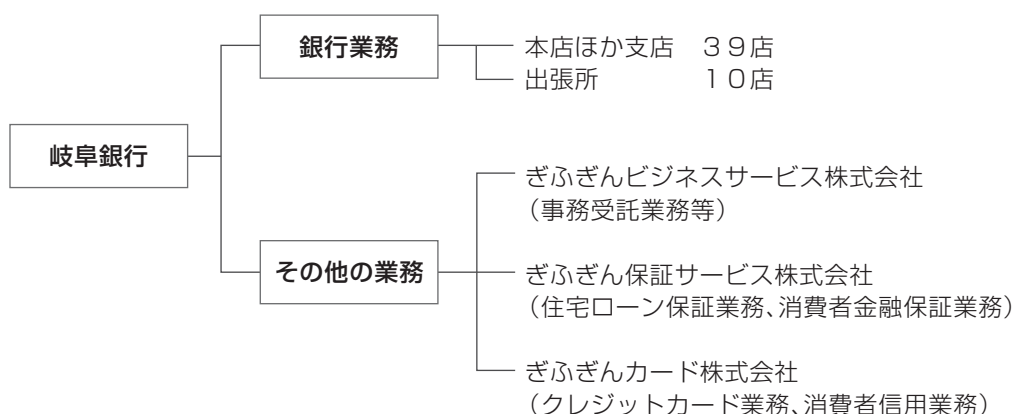
【銀行業務】

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、附帯業務等を、地域に密着し取組んでおり、当行グループの中核業務と位置付けております。

【その他の業務】

その他の業務として、消費者金融保証業務等を営み、地域の金融ニーズにお応えしております。

■事業系統図 (平成24年3月31日現在)



■子会社一覧

(平成24年3月31日現在)

連結範囲	会社名	所在地	主要な事業の内容	設立年月日	資本金(単位:百万円)	当行の出資比率	当行保有の議決権割合	子会社等保有の議決権
連結	ぎふぎんビジネスサービス株式会社	岐阜市	事務受託業務等	昭和61年6月3日	10	100%	100%	—
連結	ぎふぎん保証サービス株式会社	岐阜市	住宅ローン保証業務・消費者金融保証業務	昭和62年10月29日	90	100%	100%	—
連結	ぎふぎんカード株式会社	岐阜市	クレジットカード業務・消費者信用業務	平成7年6月22日	30	100%	100%	—

注) 上記連結子会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。

■金融再生法に基づく開示債権(連結)

(単位:百万円、%)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,192 (1.45)	3,625 (0.80)
危険債権	16,191 (3.26)	13,821 (3.08)
要管理債権	1,836 (0.37)	1,633 (0.36)
小 計	25,219 (5.08)	19,079 (4.25)
正常債権	470,730	429,323
合 計	495,950	448,403

() 内は貸出金等総与信に占める割合です。

■リスク管理債権(連結)

(単位:百万円、%)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額	2,102 (0.42)	874 (0.19)
延滞債権額	21,170 (4.31)	16,503 (3.75)
3ヵ月以上延滞債権額	36 (0.00)	17 (0.00)
貸出条件緩和債権額	1,799 (0.36)	1,616 (0.36)
合 計	25,109 (5.11)	19,010 (4.32)

() 内は貸出金に占める割合です。

■主要な経営指標等の推移

項 目	平成19年度 (平成19年4月1日 ~平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年4月1日 ~平成21年3月31日)	平成21年度 (平成21年4月1日 ~平成22年3月31日)	平成22年度 (平成22年4月1日 ~平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ~平成24年3月31日)
連結経常収益 (百万円)	19,440	18,418	18,303	14,656	18,134
連結経常利益 (百万円) (△は連結経常損失)	177	△ 6,702	△ 727	△ 3,355	3,849
連結当期純利益 (百万円) (△は連結当期純損失)	799	△ 5,900	△ 2,328	△ 12,200	2,208
連結包括利益 (百万円)	—	—	—	△ 11,086	4,337
連結純資産額 (百万円)	28,802	24,019	27,785	34,596	38,782
連結総資産額 (百万円)	823,894	796,024	790,750	754,180	685,641
1株当たり純資産額 (円)	97.80	41.22	63.33	△ 2.40	19.98
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額) (円)	3.84	△ 34.65	△ 13.67	△ 72.55	10.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	3.04	—	—	—	1.15
自己資本比率 (%)	3.49	3.01	3.51	4.58	5.65
連結自己資本比率(国内基準) (%)	8.07	8.49	7.99	11.23	12.21
連結自己資本利益率 (%)	2.60	—	—	—	107.93
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	22,289	△ 6,768	11,486	8,648	△ 16,216
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 21,166	4,553	△ 10,016	△ 25,645	△ 3,521
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 233	2,754	△ 46	17,296	△ 4,191
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	63,037	63,576	64,999	53,628	29,699
従業員数 (外、平均臨時従業員数) (人)	625 [231]	619 [225]	632 [230]	637 [176]	619 [170]

注) 1. 当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(△は1株当たり当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、平成20年度、平成21年度、平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
 5. 連結自己資本利益率について、平成20年度、平成21年度、平成22年度は当期純損失であるため記載しておりません。

■連結自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。
 なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。
 また、オペレーショナルリスク相当額に係る額の計算については、基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項 目		平成22年度末	平成23年度末	
基本的項目 (Tier I)	資本金	15,000	15,000	
	うち非累積的永久優先株	10,500	10,500	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本剰余金	29,358	18,500	
	利益剰余金	△ 10,258	2,666	
	自己株式(△)	—	—	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	145	385	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	為替換算調整勘定	—	—	
	新株予約権	—	—	
	連結子法人等の少数株主持分	5	—	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	108	—	
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
	計	(A)	33,851	35,782
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	—	
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	109	112	
	一般貸倒引当金	3,167	2,021	
	負債性資本調達手段等	6,400	3,000	
	うち永久劣後債務(注2)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,400	3,000	
	計	9,677	5,134	
控除項目	うち自己資本への算入額	(B)	8,885	
	控除項目(注4)	(C)	—	
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	42,737	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	357,726	314,336	
	オフ・バランス取引等項目	1,548	1,120	
	信用リスク・アセットの額	(E)	359,274	
	オペレーショナル・リスク 相当額に係る額((G)/8%)	(F)	20,985	
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,678	
	計(E) + (F)	(H)	380,259	334,858
	連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$		11.23%	12.21%
(参考) Tier I 比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		8.90%	10.68%	

注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期限が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

■連結貸借対照表

科目	(単位：百万円)		科目	(単位：百万円)	
	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)		平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
資産の部					
現金預け金	57,239	32,867	預金	694,831	621,023
商品有価証券	26	72	借入金	8,200	11,790
金銭の信託	4,620	4,620	外国為替	8	6
有価証券	191,221	202,976	その他負債	6,659	3,935
貸出金	490,454	439,124	賞与引当金	214	207
外国為替	1,094	985	退職給付引当金	500	1,997
その他資産	7,599	2,338	睡眠預金払戻損失引当金	30	44
有形固定資産	3,066	2,920	偶発損失引当金	170	173
建物	375	346	繰延税金負債	69	1,349
土地	2,292	2,220	再評価に係る繰延税金負債	38	33
リース資産	354	308	支払承諾	8,860	6,297
その他の有形固定資産	44	45	負債の部合計	719,584	646,859
無形固定資産	306	83	純資産の部		
ソフトウェア	300	77	資本金	15,000	15,000
その他の無形固定資産	5	5	資本剰余金	29,358	18,500
支払承諾見返	8,860	6,297	利益剰余金	△ 10,258	2,666
貸倒引当金	△ 10,309	△ 6,644	株主資本合計	34,100	36,167
資産の部合計	754,180	685,641	その他有価証券評価差額金	286	2,398
			土地再評価差額金	204	216
			その他の包括利益累計額合計	490	2,615
			少数株主持分	5	—
			純資産の部合計	34,596	38,782
			負債及び純資産の部合計	754,180	685,641

■連結損益計算書

科目	(単位：百万円)		科目	(単位：百万円)	
	平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ～平成24年3月31日)		平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ～平成24年3月31日)
経常収益	14,656	18,134	特別利益	21	0
資金運用収益	11,842	10,400	償却債権取立益	21	—
貸出金利息	8,825	7,811	その他の特別利益	—	0
有価証券利息配当金	2,867	2,485	特別損失	5,113	1,515
コールローン利息及び買入手形利息	38	23	固定資産処分損	46	0
預け金利息	87	63	減損損失	2,933	70
その他の受入利息	24	16	退職給付制度終了損等	—	1,445
役員取引等収益	1,609	1,395	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	105	—
その他業務収益	866	1,071	固定資産臨時償却費	2,028	—
その他経常収益	338	5,267	税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失△)	△ 8,447	2,333
貸倒引当金戻入益	—	1,220	法人税、住民税及び事業税	33	52
償却債権取立益	—	25	法人税等調整額	3,718	72
その他の経常収益	338	4,022	法人税等合計	3,751	124
経常費用	18,011	14,285	少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失△)	△ 12,199	2,209
資金調達費用	2,037	1,374	少数株主利益	1	0
預金利息	1,787	1,234	当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,200	2,208
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	—			
債券貸借取引支払利息	11	0	■連結包括利益計算書		
借入金利息	137	137	(単位：百万円)		
社債利息	97	—	科目	平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ～平成24年3月31日)
その他の支払利息	2	1	少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失△)	△ 12,199	2,209
役員取引等費用	1,119	946	その他の包括利益	1,113	2,128
その他業務費用	908	1,896	その他有価証券評価差額金	1,113	2,112
営業経費	9,244	9,122	土地再評価差額金	△ 0	16
その他経常費用	4,701	944	包括利益	△ 11,086	4,337
貸倒引当金繰入額	557	—	親会社株主に係る包括利益	△ 11,087	4,337
偶発損失引当金繰入額	151	123	少数株主に係る包括利益	1	0
その他の経常費用	3,992	821			
経常利益(又は経常損失△)	△ 3,355	3,849			

■連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ～平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	20,821	15,000
当期変動額		
無償減資	△ 20,821	—
新株の発行	15,000	—
当期変動額合計	△ 5,821	—
当期末残高	15,000	15,000
資本剰余金		
当期首残高	5,806	29,358
当期変動額		
無償減資	20,821	—
新株の発行	15,000	—
剰余金の配当	—	△ 145
資本剰余金の取崩	—	△ 10,712
自己株式の消却	△ 12,269	—
当期変動額合計	23,552	△ 10,857
当期末残高	29,358	18,500
利益剰余金		
当期首残高	1,481	△ 10,258
当期変動額		
当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,200	2,208
資本剰余金の取崩	—	10,712
土地再評価差額金の取崩	460	3
当期変動額合計	△ 11,740	12,924
当期末残高	△ 10,258	2,666
自己株式		
当期首残高	△ 166	—
当期変動額		
自己株式の取得	△ 12,102	—
自己株式の消却	12,269	—
当期変動額合計	166	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	27,943	34,100
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
剰余金の配当	—	△ 145
当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,200	2,208
自己株式の取得	△ 12,102	—
土地再評価差額金の取崩	460	3
当期変動額合計	6,157	2,067
当期末残高	34,100	36,167

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ～平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 827	286
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,113	2,112
当期変動額合計	1,113	2,112
当期末残高	286	2,398
土地再評価差額金		
当期首残高	665	204
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 461	12
当期変動額合計	△ 461	12
当期末残高	204	216
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△ 162	490
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	652	2,124
当期変動額合計	652	2,124
当期末残高	490	2,615
少数株主持分		
当期首残高	4	5
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	△ 5
当期変動額合計	1	△ 5
当期末残高	5	—
純資産合計		
当期首残高	27,785	34,596
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
剰余金の配当	—	△ 145
当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,200	2,208
自己株式の取得	△ 12,102	—
土地再評価差額金の取崩	460	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	653	2,118
当期変動額合計	6,811	4,185
当期末残高	34,596	38,782

■連結監査

当行は、会社法第396条第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)の連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ～平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失△)	△ 8,447	2,333
減価償却費	600	313
減損損失	2,933	70
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	105	-
固定資産臨時償却費	2,028	-
貸倒引当金の増減(△)	1,018	△ 3,664
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2	△ 6
退職給付引当金の増減額(△は減少)	41	1,497
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	2	13
偶発損失引当金の増減(△)	170	2
資金運用収益	△ 11,842	△ 10,400
資金調達費用	2,037	1,374
有価証券関係損益(△)	3,733	△ 2,684
為替差損益(△は益)	△ 0	△ 0
固定資産処分損益(△は益)	46	0
貸出金の純増(△)減	35,417	51,329
預金の純増減(△)	△ 6,679	△ 73,808
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	8,059	443
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 20,200	7,590
コールマネー等の純増減(△)	△ 5,000	-
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△ 6,858	-
外国為替(資産)の純増(△)減	77	108
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 1	△ 1
資金運用による収入	12,353	10,948
資金調達による支出	△ 1,807	△ 2,536
その他	878	869
小 計	8,666	△ 16,206
法人税等の支払額	△ 130	△ 111
法人税等の還付額	113	100
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,648	△ 16,216
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 106,019	△ 76,203
有価証券の売却による収入	63,445	60,114
有価証券の償還による収入	17,024	12,582
有形固定資産の取得による支出	△ 53	△ 17
無形固定資産の取得による支出	△ 42	-
有形固定資産の売却による収入	-	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,645	△ 3,521
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 45	△ 45
劣後特約付借入れによる収入	3,000	-
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 500	△ 4,000
劣後特約付社債の償還による支出	△ 3,000	-
株式の発行による収入	29,945	-
配当金の支払額	-	△ 145
自己株式の取得による支出	△ 12,102	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,296	△ 4,191
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	299	△ 23,929
現金及び現金同等物の期首残高	64,999	53,628
資金の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	△ 11,671	-
現金及び現金同等物の期末残高	53,628	29,699

平成23年度(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

＜連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項＞

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社 3社
会社名
ぎふぎん保証サービス株式会社
ぎふぎんカード株式会社
ぎふぎんビジネスサービス株式会社
- (2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。
3月末日 3社

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 : 4年~50年
その他 : 2年~20年
 - ②無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び重要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の連結会計年度から損益処理

(追加情報)

- 当行は、平成24年9月に退職給付制度を廃止することに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用し終了損失等の見積額1,445百万円を特別損失に計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (10) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (11) リース取引の処理方法
当行及び連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (12) 重要なヘッジ会計の方法
預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。
また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。
- (13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (14) 消費税等の会計処理
当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

＜追加情報＞

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当連結会計年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

＜注記事項＞

【連結貸借対照表関係】

- 1. 関係会社の株式総額 1,451百万円
- 2. 貸出金(求償債権等を含む。以下3、4同じ。)のうち、破綻先債権額は874百万円、延滞債権額は16,503百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,616百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,010百万円であります。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,936百万円であります。
- 7. 貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は4,868百万円であ

ります。なお、当行はCLOの劣後受益権6,303百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

なお、金銭の信託4,620百万円は、貸出債権証券化に伴い現金準備金として信託しているものであります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	23,151百万円
その他資産	7百万円
担保資産に対応する債務	
預金	324百万円
借入金	8,790百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券27,421百万円、その他資産3百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は393百万円あります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,483百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが31,483百万円あります。また、上記の他に総合口座取引に係る融資未実行残高が73,408百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行った算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 163百万円

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額 9,748百万円
- 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,015百万円
- 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。
- 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,403百万円あります。
- 15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業店舗の土地建物の一部と電子計算機及びその周辺機器、端末機、自動機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 2,421百万円
年金資産(時価)	406百万円
未積立退職給付債務	△ 2,014百万円
未認識数理計算上の差異	19百万円
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△ 2百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△ 1,997百万円
退職給付引当金	△ 1,997百万円

【連結損益計算書関係】

- 1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益3,666百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、第三者へ延滞債権等を売却したことによる損失452百万円及び株式等売却損160百万円を含んでおります。
- 3. 「退職給付制度終了損等」は、退職給付制度の廃止に伴う終了損失の見積額1,104百万円及び割増退職金見積額340百万円あります。

【連結包括利益計算書関係】

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	2,295百万円
組替調整額	1,036百万円
税効果調整前	3,331百万円
税効果額	△ 1,219百万円
その他有価証券評価差額金	2,112百万円
土地再評価差額金：	
当期発生額	— 百万円
組替調整額	— 百万円
税効果調整前	— 百万円
税効果額	16百万円
土地再評価差額金	16百万円
その他の包括利益合計	2,128百万円

【連結株主資本等変動計算書関係】

1. 発行済株式の種類及び総数及び自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期自株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	170,002	—	—	170,002	
第一回第4種優先株式	5,000	—	—	5,000	
第一回第5種優先株式	30,000	—	—	30,000	
合 計	205,002	—	—	205,002	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
第一回第4種優先株式	—	—	—	—	
第一回第5種優先株式	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 6月27日 定時株主 総会	第一回第4種 優先株式	55百万円	11円	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日
	第一回第5種 優先株式	90百万円	11円	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(注) 第一回第5種優先株式の配当金の総額は、払込期日以降の期間に係るものであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 6月22日 定時株主 総会	第一回第4種 優先株式	55百万円	利益 剰余金	11円	平成24年 3月31日	平成24年 6月25日
	第一回第5種 優先株式	330百万円	利益 剰余金	11円	平成24年 3月31日	平成24年 6月25日

【連結キャッシュ・フロー計算書関係】

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	32,867百万円
日銀預け金以外の預け金	△ 3,167百万円
現金及び現金同等物	29,699百万円

【金融商品関係】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、金融サービスに係わる事業を行っております。中核業務である銀行業務については、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、金融等デリバティブ取引業務等を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。

当行グループは、地域に密着した営業展開を行い、預金等により低コストかつ長期安定的な資金調達を行っております。また、借入金等による資金調達も行っております。

一方、資金運用のうち貸出金については、地元企業の資金需要や住宅ローンを中心とする個人向け融資に積極的に取り組んでおります。また、その主な原資は顧客より預っている預金であるという認識のもと、実態把握による適正な与信判断や信用格付等を通じて資産の健全性を確保するとともに、貸出金が特定先や特定業種等に集中することを排除するためと信ポートフォリオ管理に努めております。

有価証券については、貸出業務の余資運用であるとの位置付けや、決済機能を持つ銀行としての立場を踏まえ、流動性や安全性に優れた国債などの公共債を中心とした運用を行っております。また、金利上昇局面に耐え得るポートフォリオを構築するため、債券と低相関のパフォーマンスが期待される株式等のリスク資産への投資も行っております。

デリバティブ取引については、お取引先の多様なニーズにお応えするほか、当行自身のニーズとして、資金の運用・調達取引を中心にデリバティブ取引を行うことがあります。なお、取引対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が高い特殊な取引（レバレッジ効果が高い取引）は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、一般事業先、個人および地方公共団体などに対するものでありますが、貸出先の財務状況の悪化等により貸出金の価値が減少もしくは消失し損失を被るリスク（信用リスク）および金利の変動により損失を被るリスク（金利リスク）を有しております。

有価証券については、国債や地方債などの公共債を中心とした国内債券、外国証券、株式、投資信託、投資事業組合などを、主にその他目的（純投資目的および政策投資目的）で保有しているほか、国内債券の一部を満期保有目的で保有しております。また、商品有価証券については、国債を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ金利リスク、価格変動リスク、信用リスク、市場流動性リスク等を有しております。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクであります。

預金および借入金等は、金利リスクおよび流動性リスクにおける資金繰りリスクを有しております。資金繰りリスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることで損失を被るリスクであります。

デリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引、通貨関連では、先物為替予約であります。

お取引先のニーズにお応えするほか、当行グループの資産・負債の金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクが過大とならないようリスク量をコントロールするためデリバティブ取引を利用することがあります。

当行の利用しているデリバティブ取引は、金利・為替・市場価格の変動リスクおよび信用リスク等を有しております。当行ではお取引先のニーズにお応えして取り扱うデリバティブ取引に対しては効果的なカバー取引を行い、過大な市場リスクを回避しております。

なお、所定の要件を満たすことを確認のうえ、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ対象である預金に対し金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社には、デリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスクの管理

当行グループでは、経営の健全性を確保することを目的に「統合的リスク管理方針」および「リスク運営規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しております。

様々なリスクを統計的手法による計量化などにより総合的に捉え、経営体力の範囲に収まるようコントロールしております。具体的には、半期ごとの業務計画や市場変動率の予想をもとに、VaR（バリュー・アット・リスク）等をベースに信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスクについてリスク資本を配分し、各業務部門ではリスク資本の範囲内でリターン獲得とリスクのコントロールを行います。統合的リスクの状況はリスク統括室が管理し、毎月開催されるALM委員会および取締役会等に報告され、リスクコントロールなどの必要な施策を機動的に実施する体制としております。

② 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスクを的確に把握・管理し、適切に対応するため、「信用リスク管理方針」を定め、具体的な対応として「投融资管理規程」及び「信用リスク管理規程」を定めております。

まず、貸出審査にあたっては、審査部門を営業推進部門と明確に分離し、厳正な審査・管理を行うとともに、個別案件審査において、資金使途・事業収支計画・投資効果等を検討し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しております。

ポートフォリオ管理の観点からは、特定先や特定業種等への与信集中排除や信用コストに見合う収益の確保に努めることで、与信ポートフォリオの改善に努めております。

なお、業況が悪化した与信先については、経営改善支援や事業再生支援を行い、信用リスク改善に向けた取組みを行っております。

信用リスク管理の前提として、信用リスクの程度を客観的に統一的な尺度で評価する「信用格付制度」を定めており、与信先の決算期の到来や信用状況の変化があった時には、信用格付を随時見直すこととして信用力評価の精度を高めています。信用格付は自己査定と一体化しており、適正な償却・引当や信用リスクの計量化を行う際の基礎となっております。

信用リスク量や与信集中の度合いなどについては、融資企画グループが管理のうえ毎月開催される信用リスク管理委員会において経営陣に報告し、対応を協議しております。

③ 市場リスクの管理

金利リスク、為替リスク、価格変動リスクを主な市場リスクと捉え、市場リスクを適切に管理することにより、当行グループが保有する資産価値の減少ならびに信用劣化を回避することを目的として「市場リスク管理方針」を制定しております。また、「市場リスク管理方針」に則り、市場リスクの特定、担当部署の役割、評価およびモニタリングの方法、ならびに市場リスクのコントロールおよび削減に関する取り決めを明確にするために「市場リスク管理規程」を制定しております。

統合的リスク管理のもと、半期毎にリスク資本を配分するとともに、

ポジション運用枠（投資額又は保有額の上限）および損失限度額、アラームポイント（対応方針を見直す損失額の水準）を設定しております。担当部署は、これらのリスクリミットの範囲内で機動的かつ効率的に市場取引を行っております。また、これらのリスクの状況についてはリスク統括室が統合管理し、月次でALM委員会および取締役会に報告され、必要な施策を機動的に実施する体制を構築しております。

デリバティブ取引の取扱いについては、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）および市場事務部門（バック・オフィス）が取引残高、時価評価、損益、リスク量等の管理・把握を行うほか、定期的に経営陣等に報告を行いリスクのチェックを行う相互牽制体制をとっております。

④ 流動性リスクの管理

流動性リスクに対しては、「流動性リスク管理方針」および「流動性リスク管理規程」を定め、安定した資金繰りを行うことを第一義としております。また、不測の事態に備えては「金融危機発生時の対応細則」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません。（注2）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	32,867	32,924	57
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	72	72	—
(3) 金銭の信託	4,620	4,620	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	626	616	△ 9
その他有価証券	201,385	201,385	—
(5) 貸出金	439,124		
貸倒引当金（* 1）	△ 5,870		
	433,254	437,566	4,312
資産計	672,825	677,186	4,361
(1) 預金	621,023	621,949	926
(2) 借入金	11,790	11,808	18
負債計	632,813	633,758	945
デリバティブ取引（* 2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 326	△ 326	—
デリバティブ取引計	△ 326	△ 326	—

（* 1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（* 2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引の時価は、ヘッジ対象である預金の時価に含めて記載しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、変動金利によるもの又は約定期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、デリバティブの組み込まれた預け金については、取引金融機関から提示されたデリバティブの時価評価額を反映したものを時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債権は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、貸出債権証券化に伴い現金準備金として信託しているものについては、信託財産は普通預け金であることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「【金銭の信託関係】」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自行保証付私募債は、当該私募債の発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、発行体の債務者区分が破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の自行保証付私募債については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については「【有価証券関係】」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、固定金利によるものうち、住宅ローン等の一部の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品及び期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、借入金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当行及び連結される子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	403
② 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金(*3)	561
合計	964

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。
- (*3) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

【有価証券関係】

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品国債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (単位:百万円)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	626	616	△9
	小計	626	616	△9
合計		626	616	△9

3. その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,905	1,168	737
	債券	161,865	159,902	1,962
	国債	100,362	99,091	1,271
	地方債	19,610	19,470	140
	社債	41,891	41,340	551
	その他	16,980	15,316	1,663
	小計	180,751	176,387	4,363
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,863	2,413	△550
	債券	14,689	14,837	△148
	国債	9,745	9,838	△92
	地方債	-	-	-
	社債	4,943	4,999	△55
	その他	4,080	4,540	△459
小計	20,633	21,792	△1,158	
合計		201,385	198,180	3,205

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	3,875	3,449	76
債券	43,504	1,059	70
国債	38,536	927	10
地方債	1,226	26	-
社債	3,742	106	59
その他	7,693	222	1,897
合計	55,074	4,732	2,044

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の財政状態等を勘案した行内(社内)基準を定めております。

なお、当連結会計年度における減損処理額はありません。

【金銭の信託関係】

- 1. 運用目的の金銭の信託 該当ありません。
- 2. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	4,620	4,620	-	-	-

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【税効果会計関係】

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.76%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.18%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については34.80%となります。この税率変更により、繰延税金負債は173百万円、再評価に係る繰延税金負債は4百万円それぞれ減少し、土地再評価差額は16百万円、その他有価証券評価差額は98百万円それぞれ増加し、法人税等調整額は63百万円減少しております。

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【1株当たり情報】

1株当たりの純資産額	19円98銭
1株当たりの当期純利益金額	10円72銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1円15銭

【重要な後発事象】

1. 株式会社十六銀行との合併について

当行は、平成24年4月27日開催の取締役会において、当行、親会社の株式会社十六銀行（以下「十六銀行」という。）および当行が発行する第5種優先株式に係る株主である株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）の三者間で、当行と十六銀行の合併条件に関する合意書（以下「本合意書」という。）を締結することを決議し、同日締結しました。

なお、当行と十六銀行の合併（以下「本合併」という。）に係る合併契約書については、当行と十六銀行との間で、平成24年5月14日付で締結しました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

	結合企業 (吸収合併存続会社)	被結合企業 (吸収合併消滅会社)
名称	株式会社十六銀行	株式会社岐阜銀行
事業の内容	銀行業	銀行業

②企業結合日(合併効力発生日)

平成24年9月18日(予定)

③企業結合の法的形式

十六銀行を存続会社、当行を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社十六銀行

⑤その他取引の概要に関する事項

(イ)本合併の目的

当行は、平成22年9月28日付で、十六銀行および三菱東京UFJ銀行との間で経営統合合意書ならびに当行および十六銀行との間で十六銀行を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、平成22年12月22日付で、第一回第1種優先株式の取得および消却を実施し、十六銀行の連結子会社となりました。その後、当行は、三菱東京UFJ銀行に対し第5種優先株式を発行しております。以来、当行および十六銀行は、十六銀行グループの企業価値の持続的成長および地域金融システムの安定化については地域経済の活性化を目指し、様々な取組みを推進してまいりました。

上記経営統合合意書を締結した際にも、十六銀行による当行の連結子会社化後、当行の業務運営の効率化を実施したうえで、平成24年9月中下旬を目途として本合併を行う予定である旨公表しておりましたが、業務運営の効率化が相応に進捗したため、当初予定通り、平成24年9月18日を合併効力発生日として本合併を行うものであります。

(ロ)本合併の日程

種類株主総会の基準日	平成24年3月31日(土)
本合意書承認取締役会	平成24年4月27日(金)
本合意書締結	平成24年4月27日(金)
合併契約承認取締役会	平成24年5月14日(月)
合併契約締結	平成24年5月14日(月)
種類株主総会の開催日	平成24年6月22日(金)
本合併の効力発生日	平成24年9月18日(火)(予定)

(注) 当行においては、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、合併契約承認に係る株主総会の承認を得る必要はございませんが、合併契約承認に係る普通株主による種類株主総会、第4種優先株主による種類株主総会および第5種優先株主による種類株主総会をそれぞれ開催し、承認を決議しました。

(2)本合併に係る株式の種類別の割当ての内容及びその算定方法

①本合併に係る株式の種類別の割当ての内容

(イ)普通株式

十六銀行は当行の普通株式の100%を保有しており、本合併に伴う新株式の発行および合併交付金の支払は行われません。

(ロ)優先株式

(a)第4種優先株式

十六銀行は当行の第4種優先株式の100%を保有しており、本合併に伴う新株式の発行および合併交付金の支払は行われません。

(b)第5種優先株式

本合併により当行の第5種優先株式1株について、十六銀行の第1種優先株式0.9株が割当交付されます。十六銀行の第1種優先株式の発行要項に定める条件は、当行の第5種優先株式の発行要項に定める条件と実質的に同一のものとなります。

②本合併に係る割当ての内容の算定方法

優先株式に係る割当ての内容の決定につきましては、当行の株主が十六銀行と三菱東京UFJ銀行の2名だけであること、および十六銀行が当行の議決権の100%を保有していることに鑑み、平成22年9月28日付経営統合合意書における合意内容に従い、当行、十六銀行および三菱東京UFJ銀行の三者間で優先株式に係る割当比率について協議を実施いたしました。当該協議の結果、当行、十六銀行および三菱東京UFJ銀行は、当行が発行している第5種優先株式については、十六銀行が新たに発行する第1種優先株式において、当行の第5種優先株式と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、市場価格が存在しないことおよび当行の株式価値等を総合的に勘案のうえ、当行の発行する

第5種優先株式1株について、十六銀行の第1種優先株式0.9株を割当交付することで合意しております。

2.自己株式の取得について

当行は、平成24年5月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得することを決議し、実行しました。

(1)理由

資本効率向上及び資本調達コスト低減

(2)取得先

株式会社三菱東京UFJ銀行

(3)取得する株式の種類及び総数

第5種優先株式 7,777,777株

(4)取得する株式の総額

6,999,999,300円

(5)取得時期

平成24年5月10日

3.自己株式の消却について

当行は、平成24年5月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、「2.自己株式の取得について」に記載した自己株式の取得を前提として、以下のとおり自己株式の消却を行うことを決議し、実行しました。

(1)理由

資本効率向上及び資本調達コスト低減

(2)消却の方法

資本剰余金からの減額

(3)消却する株式の種類及び総数

第5種優先株式 7,777,777株

(4)消却する株式の総額

6,999,999,300円

(5)消却の時期

平成24年5月10日

(6)消却後の発行済株式総数

22,222,223株

財 務 諸 表

■貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
現金預け金	57,239	32,867
現金	8,737	9,971
預け金	48,502	22,895
商品有価証券	26	72
商品国債	26	72
金銭の信託	4,620	4,620
有価証券	191,274	203,022
国債	105,250	109,218
地方債	5,042	19,610
社債	44,103	47,461
株式	5,005	5,109
その他の証券	31,873	21,622
貸出金	490,542	439,029
割引手形	3,588	3,936
手形貸付	29,456	23,256
証書貸付	420,306	374,937
当座貸越	37,190	36,898
外国為替	1,094	985
外国他店預け	526	485
取立外国為替	567	500
その他資産	6,896	2,129
前払費用	29	28
未収収益	1,300	1,148
金融派生商品	29	19
その他の資産	5,535	933
有形固定資産	3,064	2,919
建物	375	346
土地	2,292	2,220
リース資産	354	308
その他の有形固定資産	41	44
無形固定資産	305	82
ソフトウェア	300	77
その他の無形固定資産	4	4
支払承諾見返	1,747	1,429
貸倒引当金	△ 9,548	△ 6,073
投資損失引当金	△ 470	△ 470
資産の部合計	746,791	680,613

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
負債及び純資産の部		
預金	696,212	622,369
当座預金	29,611	31,287
普通預金	161,665	171,627
貯蓄預金	2,590	2,371
通知預金	1,868	1,396
定期預金	489,320	410,900
その他の預金	11,155	4,786
借入金	8,200	11,790
借入金	8,200	11,790
外国為替	8	6
売渡外国為替	8	6
その他負債	5,534	3,110
未払法人税等	68	60
未払費用	2,366	1,229
前受収益	474	303
給付補てん備金	2	0
金融派生商品	78	345
リース債務	354	308
資産除去債務	161	161
その他の負債	2,028	701
賞与引当金	201	196
退職給付引当金	497	1,995
睡眠預金払戻損失引当金	30	44
偶発損失引当金	143	155
繰延税金負債	69	1,326
再評価に係る繰延税金負債	38	33
支払承諾	1,747	1,429
負債の部合計	712,683	642,457
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	29,358	18,500
資本準備金	5,000	5,029
その他資本剰余金	24,358	13,471
利益剰余金	△ 10,712	2,083
利益準備金	228	228
その他利益剰余金	△ 10,941	1,854
別途積立金	8,500	—
繰越利益剰余金	△ 19,441	1,854
株主資本合計	33,646	35,584
その他有価証券評価差額金	256	2,354
土地再評価差額金	204	216
評価・換算差額等合計	460	2,571
純資産の部合計	34,107	38,155
負債及び純資産の部合計	746,791	680,613

■監査

当行は、会社法第396条第1項の規定に基づき、計算書類に記載された財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

■損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (平成22年4月1日 ~平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ~平成24年3月31日)
経常収益	14,340	17,856
資金運用収益	11,773	10,350
貸出金利息	8,771	7,776
有価証券利息配当金	2,852	2,470
コールローン利息	38	23
預け金利息	87	63
その他の受入利息	24	16
役員取引等収益	1,365	1,251
受入為替手数料	464	433
その他の役員収益	900	817
その他業務収益	866	1,071
外国為替売買益	13	4
商品有価証券売買益	-	0
国債等債券売却益	851	1,065
その他の業務収益	1	0
その他経常収益	334	5,182
貸倒引当金戻入益	-	1,136
償却債権取立益	-	24
株式等売却益	135	3,666
その他の経常収益	198	355
経常費用	17,874	14,187
資金調達費用	2,045	1,380
預金利息	1,795	1,241
コールマネー利息	1	-
債券貸借取引支払利息	11	0
借入金利息	137	137
社債利息	97	-
その他の支払利息	2	1
役員取引等費用	1,112	959
支払為替手数料	94	88
その他の役員費用	1,018	870
その他業務費用	908	1,896
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	841	1,884
国債等債券償却	54	-
金融派生商品費用	9	11
その他の業務費用	2	0
営業経費	9,114	9,094
その他経常費用	4,694	856
貸倒引当金繰入額	647	-
偶発損失引当金繰入額	143	118
株式等売却損	648	160
株式等償却	1,067	3
その他の経常費用	2,187	575
経常利益(又は経常損失△)	△ 3,534	3,668

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (平成22年4月1日 ~平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ~平成24年3月31日)
特別利益	20	-
償却債権取立益	20	-
特別損失	5,113	1,515
固定資産処分損	46	0
減損損失	2,933	70
資産除却債務会計基準の適用に伴う影響額	105	-
固定資産臨時償却費	2,028	-
退職給付制度終了損等	-	1,445
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失△)	△ 8,627	2,152
法人税、住民税及び事業税	19	19
法人税等調整額	3,715	53
法人税等合計	3,734	73
当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,363	2,079

■株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ～平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	20,821	15,000
当期変動額		
無償減資	△ 20,821	—
新株の発行	15,000	—
当期変動額合計	△ 5,821	—
当期末残高	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,806	5,000
当期変動額		
無償減資	△ 15,806	—
新株の発行	15,000	—
資本準備金の積立	—	29
当期変動額合計	△ 806	29
当期末残高	5,000	5,029
その他資本剰余金		
当期首残高	—	24,358
当期変動額		
無償減資	36,627	—
剰余金の配当	—	△ 145
その他資本剰余金の取崩	—	△ 10,712
自己株式の消却	△ 12,269	—
資本準備金の積立	—	△ 29
当期変動額合計	24,358	△ 10,886
当期末残高	24,358	13,471
資本剰余金合計		
当期首残高	5,806	29,358
当期変動額		
無償減資	20,821	—
新株の発行	15,000	—
剰余金の配当	—	△ 145
その他資本剰余金の取崩	—	△ 10,712
自己株式の消却	△ 12,269	—
当期変動額合計	23,552	△ 10,857
当期末残高	29,358	18,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	228	228
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	228	228
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	8,500	8,500
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△ 8,500
当期変動額合計	—	△ 8,500
当期末残高	8,500	—
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 7,538	△ 19,441
当期変動額		
その他資本剰余金の取崩	—	10,712
別途積立金の取崩	—	8,500
当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,363	2,079
土地再評価差額金の取崩	460	3
当期変動額合計	△ 11,902	21,295
当期末残高	△ 19,441	1,854

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日 ～平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	1,189	△ 10,712
当期変動額		
その他資本剰余金の取崩	—	10,712
当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,363	2,079
土地再評価差額金の取崩	460	3
当期変動額合計	△ 11,902	12,795
当期末残高	△ 10,712	2,083
自己株式		
当期首残高	△ 156	—
当期変動額		
自己株式の取得	△ 12,112	—
自己株式の消却	12,269	—
当期変動額合計	156	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	27,661	33,646
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
剰余金の配当	—	△ 145
当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,363	2,079
自己株式の取得	△ 12,112	—
土地再評価差額金の取崩	460	3
当期変動額合計	5,985	1,937
当期末残高	33,646	35,584
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 827	256
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,084	2,097
当期変動額合計	1,084	2,097
当期末残高	256	2,354
土地再評価差額金		
当期首残高	665	204
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 461	12
当期変動額合計	△ 461	12
当期末残高	204	216
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 162	460
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	622	2,110
当期変動額合計	622	2,110
当期末残高	460	2,571
純資産合計		
当期首残高	27,499	34,107
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
剰余金の配当	—	△ 145
当期純利益(又は当期純損失△)	△ 12,363	2,079
自己株式の取得	△ 12,112	—
土地再評価差額金の取崩	460	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	622	2,110
当期変動額合計	6,608	4,048
当期末残高	34,107	38,155

平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：4年～50年
その他：2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を動察して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から損益処理

(追加情報)

当行は、平成24年9月に退職給付制度を廃止することに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用し終了損失等の見積額1,445百万円を特別損失に計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

<注記事項>

【貸借対照表関係】

1. 関係会社の株式総額(親会社株式を除く) 937百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は862百万円、延滞債権額は16,361百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は14百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,614百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、18,853百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,936百万円であります。

7. 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は4,868百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権6,303百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

なお、金銭の信託4,620百万円は、貸出債権証券化に伴い現金準備金として信託しているものであります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	23,151百万円
その他の資産	7百万円

担保資産に対応する債務	
預金	324百万円
借入金	8,790百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券27,421百万円、その他の資産3百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は393百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は31,741百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが31,741百万円であります。また、上記の他に総合口座取引に係る融資未実行残高が73,408百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、

融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 163百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 9,736百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,015百万円
 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,403百万円でありませぬ。
 15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業店舗の土地建物の一部と電子計算機及びその周辺機器、端末機、自動機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 16. 親会社株式の金額 1,451百万円
 17. 関係会社に対する金銭債権総額 123百万円
 18. 関係会社に対する金銭債務総額 1,664百万円
 19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
 当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金の計上額は29百万円でありませぬ。

【損益計算書関係】

1. 関係会社との取引による収益
 資金運用取引に係る収益総額 39百万円
 役員取引等に係る収益総額 4百万円
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 3百万円
 関係会社との取引による費用
 資金調達取引に係る費用総額 6百万円
 役員取引等に係る費用総額 20百万円
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 242百万円
 2. 「退職給付制度終了損等」は、退職給付制度の廃止に伴う終了損失の見積額1,104百万円及び割増退職金見積額340百万円でありませぬ。
 3. 関連当事者との間の取引 (単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ぎふぎん保証サービス株式会社	100.0%	役員への派遣及び兼任	被債務保証(注)	70,420	-	-

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は顧客が直接保証会社に支払っております。

【株主資本等変動計算書関係】

自己株式の種類及び株式数に関する事項はありません。

【税効果会計関係】

1. 繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりでありませぬ。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	10,493百万円
有価証券	1,516百万円
退職給付引当金	1,023百万円
減価償却費	823百万円
貸倒引当金	618百万円
減損損失	505百万円
投資損失引当金	163百万円
その他	662百万円
繰延税金資産小計	15,807百万円
評価性引当額	△15,807百万円
繰延税金資産合計	-百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△791百万円
有価証券	△442百万円
その他	△92百万円
繰延税金負債合計	△1,326百万円
繰延税金負債の純額	△1,326百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.76%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.18%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については34.80%となります。この税率変更により、繰延税金負債は169百万円、再評価に係る繰延税金負債は4百万円それぞれ減少し、土地再評価差額金は16百万円、その他有価証券評価差額金は95百万円それぞれ増加し、法人税等調整額は63百万円減少しております。

【1株当たり情報】

1株当たりの純資産額	16円29銭
1株当たりの当期純利益金額	9円96銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1円8銭

【重要な後発事象】

連結情報の【重要な後発事象】における記載内容と同一であるため、記載しておりませぬ。

<代表者の確認>

平成23年度における財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月22日

株式会社 岐阜銀行

取締役頭取 湯畑正泰 

※本確認は、金融庁監督局長から発出された平成17年10月7日付金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」に基づき記載するものです。

主要な経営指標等

■当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

項目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	(百万円)	19,058	18,050	17,949	14,340	17,856
経常利益 (△は経常損失)	(百万円)	61	△ 6,672	△ 1,008	△ 3,534	3,668
当期純利益 (△は当期純損失)	(百万円)	706	△ 5,806	△ 2,598	△ 12,363	2,079
資本金	(百万円)	18,321	20,821	20,821	15,000	15,000
発行済株式総数	(千株)	普通株式 171,322 優先株式 30,000	普通株式 171,322 第1種優先株式 30,000 第4種優先株式 5,000	普通株式 171,322 第1種優先株式 30,000 第4種優先株式 5,000	普通株式 170,002 第4種優先株式 5,000 第5種優先株式 30,000	普通株式 170,002 第4種優先株式 5,000 第5種優先株式 30,000
純資産額	(百万円)	28,693	24,005	27,499	34,107	38,155
総資産額	(百万円)	806,799	782,418	780,259	746,791	680,613
預金残高	(百万円)	735,011	701,506	702,850	696,212	622,369
貸出金残高	(百万円)	552,195	541,356	525,974	490,542	439,029
有価証券残高	(百万円)	171,651	159,086	173,989	191,274	203,022
1株当たり純資産額	(円)	97.18	41.15	61.68	△ 5.25	16.29
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	普通株式 0.40 (-) 優先株式 4.84 (-)	普通株式 - (-) 第1種優先株式 - (-) 第4種優先株式 - (-)	普通株式 - (-) 第1種優先株式 - (-) 第4種優先株式 - (-)	普通株式 - (-) 第4種優先株式 11.00 (-) 第5種優先株式 11.00 (-)	普通株式 - (-) 第4種優先株式 11.00 (-) 第5種優先株式 11.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	(円)	3.29	△ 34.10	△ 15.26	△ 73.51	9.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	2.68	—	—	—	1.08
自己資本比率	(%)	3.56	3.06	3.52	4.56	5.60
単体自己資本比率 (国内基準)	(%)	8.07	8.50	7.98	11.13	11.94
自己資本利益率	(%)	2.30	—	—	—	149.77
配当性向	(%)	普通株式 12.14	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	(人)	563 [194]	563 [188]	571 [193]	611 [149]	563 [145]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、平成20年度、平成21年度、平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 3. 自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 5. 自己資本利益率について、平成20年度、平成21年度、平成22年度は当期純損失であるため記載しておりません。

■自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。
 なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。
 また、オペレーショナルリスク相当額に係る額の計算については、基礎的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		平成22年度末	平成23年度末	
基本的項目 (Tier I)	資本金	15,000	15,000	
	うち非累積的永久優先株	10,500	10,500	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本準備金	5,000	5,029	
	その他資本剰余金	24,358	13,471	
	利益準備金	228	228	
	その他利益剰余金	△ 10,941	1,854	
	その他	—	—	
	自己株式(△)	—	—	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	145	385	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	新株予約権	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	108	—	
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
	計	(A)	33,392	35,199
補完的項目 (Tier II)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	109	112	
	一般貸倒引当金	2,724	1,616	
	負債性資本調達手段等	6,400	3,000	
	うち永久劣後債務(注2)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,400	3,000	
計	9,233	4,729		
控除項目	うち自己資本への算入額	(B)	8,882	4,729
自己資本額	控除項目(注4)	(C)	—	—
	(A) + (B) - (C)	(D)	42,274	39,928
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	357,884	314,354	
	オフ・バランス取引等項目	1,548	1,120	
	信用リスク・アセットの額	(E)	359,432	315,474
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%)	(F)	20,325	18,834
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,626	1,506
	計(E) + (F)	(H)	379,758	334,308
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$ (%)			11.13	11.94
(参考) Tier I 比率 = $\frac{A}{H} \times 100$ (%)			8.79	10.52

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

■利益率

(単位：%)

種 類	平成22年度		平成23年度	
総資産経常利益率	—		0.51	
資本経常利益率	—		290.20	
総資産当期純利益率	—		0.29	
資本当期純利益率	—		149.77	

- 注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$
 2. 資本経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{純資産勘定(除く発行済優先株式数 \times 発行価額)平均残高}} \times 100$
 3. 平成22年度は、経常損失、当期純損失となったため、記載しておりません。

■業務純益

(単位：百万円)

種 類	平成22年度		平成23年度	
業務純益	2,084		△ 612	

- 注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他業務収支
 2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
 但し、平成23年度については、一般貸倒引当金繰入額と個別貸倒引当金繰入額の合計が同取崩額の合計を下回ったため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、その差額を「貸倒引当戻入益」として「その他経常収益」に計上しております。

■資金運用利回り・資金調達原価・総資金利鞘

(単位：%)

項 目	合 計					
			国内業務部門		国際業務部門	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
資金運用利回り	1.56	1.46	1.45	1.35	3.28	4.25
資金調達原価	1.55	1.54	1.54	1.53	0.75	0.98
総資金利鞘	0.01	△ 0.08	△ 0.09	△ 0.18	2.53	3.27

■預貸率および預証率

(単位：%)

種 類		合 計		国内業務部門		国際業務部門	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
預貸率	期末	70.30	70.21	70.69	70.62	—	—
	期中平均	72.55	68.42	72.93	68.81	0.28	—
預証率	期末	27.47	32.62	24.10	30.24	644.65	438.25
	期中平均	25.18	28.80	21.07	26.30	791.07	466.38

■国内・国際業務部門別粗利益

(単位：百万円)

種 類		合 計		国内業務部門		国際業務部門	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
資金運用収益		58	28				
		11,773	10,350	10,818	9,576	1,013	802
資金調達費用		58	28				
		2,031	1,371	2,013	1,364	77	35
資金運用収支		9,741	8,979	8,805	8,212	935	766
役務取引等収益		1,365	1,251	1,337	1,227	27	24
		1,112	959	1,103	951	8	8
役務取引等収支		252	292	233	275	18	16
その他業務収益		866	1,071	818	1,066	47	4
		908	1,896	142	167	765	1,729
その他業務収支		△ 41	△ 825	676	899	△ 718	△ 1,724
業務粗利益		9,952	8,446	9,716	9,387	236	△ 941
業務粗利益率		1.32%	1.19%	1.30%	1.33%	0.76%	△ 4.98%

- 注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
 2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(平成22年度13百万円、平成23年度9百万円)を控除して表示しております。
 3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 4. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
 5. その他業務収益及びその他業務費用については、金融派生商品収益と金融派生商品費用とを相殺しております。

■役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類		合 計		国内業務部門		国際業務部門	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
役務取引等収益		1,365	1,251	1,337	1,227	27	24
うち預金・貸出業務		89	69	89	69	—	—
うち為替業務		464	433	437	409	27	23
うち証券関連業務		379	349	379	349	—	—
役務取引等費用		1,112	959	1,103	951	8	8
うち為替業務		94	88	85	80	8	8

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：百万円)

種 類	平成22年度			平成23年度			
	平均残高	利息	利回り (%)	平均残高	利息	利回り (%)	
国内業務部門	資金運用勘定	(23,330)	(58)	1.45	(15,059)	(28)	1.35
	うち貸出金	745,558	10,818		704,961	9,576	
	うち有価証券	511,456	8,771	1.71	459,068	7,776	1.69
	資金調達勘定	147,505	1,856	1.25	175,102	1,684	0.96
	うち預金	709,288	2,013	0.28	670,047	1,364	0.20
国際業務部門	うち貸出金	699,746	1,788	0.25	665,541	1,234	0.18
	資金運用勘定	30,827	1,013	3.28	18,873	802	4.25
	うち貸出金	10	0	1.22	—	—	—
	うち有価証券	29,648	995	3.35	17,713	785	4.43
	資金調達勘定	(23,330)	(58)	0.25	(15,059)	(28)	0.18
合 計	うち預金	30,811	77	0.18	18,879	35	0.18
	資金運用勘定	753,056	11,773	1.56	708,775	10,350	1.46
	うち貸出金	511,467	8,771	1.71	459,068	7,776	1.69
	うち有価証券	177,154	2,852	1.61	192,815	2,470	1.28
	資金調達勘定	716,769	2,031	0.28	673,868	1,371	0.20
うち預金	703,493	1,795	0.25	669,339	1,241	0.18	

注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成22年度 532百万円、平成23年度 522百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(平成22年度 4,620百万円、平成23年度 4,620百万円)及び利息(平成22年度 13百万円、平成23年度 9百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
 2. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
 3. 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

■受取・支払利息の分析

(単位：百万円)

種 類	平成22年度			平成23年度			
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	
国内業務部門	受取利息	△ 58	△ 1,328	△ 1,386	△ 551	△ 690	△ 1,242
	うち貸出金	△ 161	△ 668	△ 829	△ 887	△ 107	△ 994
	うち有価証券	84	△ 356	△ 271	265	△ 437	△ 172
	支払利息	△ 68	△ 690	△ 758	△ 79	△ 568	△ 648
	うち預金	4	△ 717	△ 712	△ 63	△ 490	△ 553
国際業務部門	受取利息	△ 234	31	△ 203	△ 508	297	△ 210
	うち貸出金	△ 0	0	0	△ 0	—	△ 0
	うち有価証券	△ 234	31	△ 202	△ 529	319	△ 210
	支払利息	△ 17	△ 40	△ 58	△ 22	△ 19	△ 42
	うち預金	0	△ 1	△ 0	0	△ 0	△ 0
合 計	受取利息	△ 144	△ 1,406	△ 1,550	△ 646	△ 776	△ 1,423
	うち貸出金	△ 161	△ 668	△ 829	△ 887	△ 107	△ 994
	うち有価証券	△ 4	△ 469	△ 473	200	△ 582	△ 382
	支払利息	△ 83	△ 695	△ 778	△ 87	△ 573	△ 660
	うち預金	5	△ 718	△ 712	△ 63	△ 490	△ 553

注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
外国為替売買益	—	13	—	4
商品有価証券売買益	—	—	0	—
国債等債券売却益	817	33	1,065	—
国債等債券償還益	—	—	—	—
金融派生商品収益	—	—	—	—
その他	1	—	0	—
合 計	818	47	1,066	4

■営業経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	給料・手当	4,045		4,069
退職給付費用	125		125	
福利厚生費	49		44	
減価償却費	615		314	
土地建物機械賃借料	778		670	
宮繕費	23		7	
消耗品費	114		114	
給水光熱費	116		119	
旅費	196		14	
通信費	280		289	
広告宣伝費	109		68	
租税公課	509		513	
その他	2,150		2,742	
合 計	9,114		9,094	

預金業務・為替業務

■預金の科目別期末残高

(単位：百万円)

種 類	合 計		国内業務部門		国際業務部門	
	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
流動性預金	195,736	206,682	195,736	206,682	—	—
定期性預金	493,080	410,929	493,080	410,929	—	—
うち固定金利定期預金	489,313	410,900	489,313	410,900	—	—
うち変動金利定期預金	7	—	7	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	7,395	4,757	3,614	1,129	3,780	3,628
合 計	696,212	622,369	692,431	618,741	3,780	3,628

■預金の科目別平均残高

(単位：百万円)

種 類	合 計		国内業務部門		国際業務部門	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
流動性預金	194,292	200,100	194,292	200,100	—	—
定期性預金	504,068	464,068	504,068	464,068	—	—
うち固定金利定期預金	498,303	462,632	498,303	462,632	—	—
うち変動金利定期預金	24	1	24	1	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	5,133	5,170	1,385	1,372	3,747	3,797
合 計	703,493	669,339	699,746	665,541	3,747	3,797

- 注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■預金者別預金残高

(単位：百万円)

預 金 者	平成22年度末		平成23年度末	
	残 高	構 成 比 (%)	残 高	構 成 比 (%)
法人	95,825	13.76	102,267	16.43
個人	591,225	84.92	512,385	82.32
その他	9,161	1.31	7,715	1.23
合 計	696,212	100.00	622,369	100.00

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
財形貯蓄残高	1,725	1,666

■内国為替取引高

(単位：千口、百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度		
	口 数	金 額	口 数	金 額	
送金為替	各地へ向けた分	1,491	1,051,896	1,401	1,046,104
	各地より受けた分	1,349	977,308	1,298	963,099
代金取立	各地へ向けた分	27	39,635	25	38,328
	各地より受けた分	27	37,959	27	39,630

融 資 業 務

■貸出金の科目別期末残高

(単位：百万円)

種 類	合 計		国内業務部門		国際業務部門	
	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
手形貸付	29,456	23,256	29,456	23,256	—	—
証書貸付	420,306	374,937	420,306	374,937	—	—
当座貸越	37,190	36,898	37,190	36,898	—	—
割引手形	3,588	3,936	3,588	3,936	—	—
合 計	490,542	439,029	490,542	439,029	—	—

■貸出金の科目別平均残高

(単位：百万円)

種 類	合 計		国内業務部門		国際業務部門	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
手形貸付	34,801	25,486	34,790	25,486	10	—
証書貸付	440,986	401,014	440,986	401,014	—	—
当座貸越	32,550	29,657	32,550	29,657	—	—
割引手形	3,129	2,910	3,129	2,910	—	—
合 計	511,467	459,068	511,456	459,068	10	—

注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■中小企業等貸出金

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末		平成23年度末	
	残 高	構 成 比 (%)	残 高	構 成 比 (%)
中小企業等貸出金残高	397,341	81.00	365,734	83.30

注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人であります。

■消費者ローン残高

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
住宅ローン残高	188,961	180,112
その他ローン残高	6,962	4,878
消費者ローン残高	195,923	184,991

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸出金の業種別内訳

(単位：百万円)

業 種 別	平成22年度末		平成23年度末	
	貸出金残高	構成比(%)	貸出金残高	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	490,542	100.00	439,029	100.00
製造業	77,325	15.76	68,664	15.64
農業、林業	213	0.04	229	0.05
漁業	2	0.00	4	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1,476	0.30	1,560	0.36
建設業	19,518	3.98	17,980	4.10
電気・ガス・熱供給・水道業	629	0.13	697	0.16
情報通信業	1,544	0.31	979	0.22
運輸業、郵便業	15,751	3.21	12,301	2.80
卸売業、小売業	50,399	10.27	47,004	10.71
金融業、保険業	19,135	3.90	14,495	3.30
不動産業、物品賃貸業	94,122	19.19	84,752	19.30
学術研究、専門・技術サービス業	1,835	0.37	1,466	0.33
宿泊業	4,452	0.91	3,125	0.71
飲食業	3,961	0.81	3,836	0.87
生活関連サービス業、娯楽業	9,024	1.84	7,660	1.74
教育、学習支援業	504	0.10	439	0.10
医療・福祉	6,363	1.30	6,329	1.44
その他のサービス	9,994	2.04	8,256	1.88
地方公共団体	11,855	2.42	10,241	2.33
その他	162,428	33.12	149,000	33.96
国際及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
合 計	490,542	100.00	439,029	100.00

■貸出金の使途別残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	貸出金残高	構成比(%)	貸出金残高	構成比(%)
設備資金	238,275	48.57	226,626	51.62
運転資金	252,266	51.43	212,403	48.38
合 計	490,542	100.00	439,029	100.00

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
	有価証券	1,381
債権	—	—
商品	—	—
不動産	49,524	44,856
その他	9,450	8,332
小 計	60,356	54,678
保証	227,353	210,967
信用	202,832	173,383
合 計	490,542	439,029
(うち劣後特約付貸出金)	(127)	(127)

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
有価証券	—	—
債権	—	—
商品	—	—
不動産	355	67
その他	31	22
計	386	90
保証	393	672
信用	967	666
合 計	1,747	1,429

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度増加額	平成23年度減少額		平成23年度末
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,724	1,460	—	2,724	1,460
個別貸倒引当金	6,824	4,612	2,339	4,485	4,612
合 計	9,548	6,073	2,339	7,209	6,073

注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金…洗替による取崩額

個別貸倒引当金…洗替による取崩額

■貸出金償却額

該当ありません。

■リスク管理債権残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権	2,081 (0.42)	862 (0.19)
延滞債権	20,950 (4.27)	16,361 (3.72)
3ヵ月以上延滞債権	24 (0.00)	14 (0.00)
貸出条件緩和債権	1,795 (0.36)	1,614 (0.36)
合 計	24,852 (5.06)	18,853 (4.29)

() 内は貸出金に占める割合です。

■金融再生法に基づく開示債権

(単位:百万円、%)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,946 (1.40)	3,473 (0.78)
危険債権	16,191 (3.26)	13,819 (3.11)
要管理債権	1,820 (0.36)	1,628 (0.36)
小 計	24,958 (5.03)	18,921 (4.26)
正常債権	470,405	424,317
合 計	495,363	443,239

() 内は貸出金等総与信に占める割合です。

■金融再生法開示債権の保全状況

(単位:百万円、%)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
保全額	20,360	16,388
貸倒引当金	6,790	4,685
担保保証等	13,570	11,702
保全率	81.57	86.60

国際業務・証券業務

■外国為替取扱高

(単位：百万米ドル)

区 分		平成22年度	平成23年度
仕向為替	売渡為替	98	87
	買入為替	5	4
被仕向為替	支払為替	60	46
	取立為替	26	27
合 計		190	165

■外貨建資産残高

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
預け金	—	—
コールローン	—	—
外国為替	1,094	985
貸出金	—	—
有価証券	24,373	15,900
その他	608	483
合 計	26,076	17,369

■有価証券の種類別期末残高

(単位：百万円)

種 類	合 計		国内業務部門		国際業務部門	
	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
国債	105,250	109,218	105,250	109,218	—	—
地方債	5,042	19,610	5,042	19,610	—	—
社債	44,103	47,461	44,103	47,461	—	—
株式	5,005	5,109	5,005	5,109	—	—
その他の証券	31,873	21,622	7,500	5,722	24,373	15,900
うち外国債券	24,372	15,899	—	—	24,372	15,899
うち外国株式	0	0	—	—	0	0
合 計	191,274	203,022	166,901	187,122	24,373	15,900

注) 貸付有価証券は、有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

■有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

種 類	合 計		国内業務部門		国際業務部門	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国債	85,096	101,801	85,096	101,801	—	—
地方債	1,143	13,531	1,143	13,531	—	—
社債	44,673	47,266	44,673	47,266	—	—
株式	5,936	5,206	5,936	5,206	—	—
その他の証券	40,305	25,009	10,656	7,296	29,648	17,713
うち外国債券	29,648	17,712	—	—	29,648	17,712
うち外国株式	0	0	—	—	0	0
合 計	177,154	192,815	147,505	175,102	29,648	17,713

注) 1.貸付有価証券は、有価証券の種類ごとに区分して記載しております。
2.国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式により算出してあります。

■公共債引受額

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
国債	—	—
地方債	3,397	1,400
政府保証債	700	600
合 計	4,097	2,000

■公共債ディーリング実績

(単位：百万円)

種 類	売買高	
	平成22年度	平成23年度
商品国債	122	494

注) 商品地方債、商品政府保証債の取扱いはございません。

■公共債窓口販売実績

(単位：百万円)

種 類	売買高	
	平成22年度	平成23年度
国債	27	253

注) 地方債、政府保証債の取扱いはございません。

■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成22年度	平成23年度
商品国債	28	49

注) 国債以外の商品有価証券はございません。

■平成22年度

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

種類	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	社債	—	—
	小計	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	450	440
	小計	450	440
合計	450	440	△9

3. 子会社・子法人等株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	928
合計	928

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,658	1,426
	債券	103,514	102,291
	国債	65,048	64,336
	地方債	2,330	2,322
	社債	36,135	35,632
	その他	18,268	16,651
	小計	123,441	120,370
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,887	2,532
	債券	50,431	51,036
	国債	40,202	40,660
	地方債	2,711	2,719
	社債	7,517	7,656
	その他	12,920	14,911
	小計	65,239	68,480
合計	188,681	188,851	△170

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
株式	531
その他	684
合計	1,215

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	873	37	257
債券	54,270	712	68
国債	50,445	643	68
地方債	2,813	32	—
社債	1,011	36	—
その他	11,126	232	860
合計	66,271	983	1,187

7. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に満期保有目的の債券11,915百万円の保有目的を親会社である株式会社十六銀行との会計処理の統一の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。

これにより、資産の部合計及び純資産の部合計がそれぞれ421百万円増加しております。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の財務状態等を勘案した行内基準を定めております。

なお、当事業年度における減損処理額は、57百万円(うち、株式2百万円、その他54百万円)であります。

■平成23年度

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

種類	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	626	616	△9
	小計	626	616	△9
合計		626	616	△9

3. 子会社・子法人等株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	937
合計	937

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,905	1,168	737
	債券	160,974	159,080	1,893
	国債	99,472	98,270	1,201
	地方債	19,610	19,470	140
	社債	41,891	41,340	551
	その他	16,980	15,316	1,663
	小計	179,860	175,565	4,294
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,863	2,413	△550
	債券	14,689	14,837	△148
	国債	9,745	9,838	△92
	地方債	-	-	-
	社債	4,943	4,999	△55
	その他	4,080	4,540	△459
	小計	20,633	21,792	△1,158
合計		200,494	197,358	3,136

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
株式	403
その他	561
合計	964

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	3,875	3,449	76
債券	43,504	1,059	70
国債	38,536	927	10
地方債	1,226	26	-
社債	3,742	106	59
その他	7,693	222	1,897
合計	55,074	4,732	2,044

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の財務状態等を勘案した行内基準を定めております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。

デリバティブ取引情報

平成22年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引
該当ありません。

(2) 通貨関連取引 (単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
金融取引商品	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	9,997	-	△ 71	△ 71
	買建	494	-	23	23
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
合計		-	-	△ 48	△ 48

注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

平成23年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引
該当ありません。

(2) 通貨関連取引 (単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
金融取引商品	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	9,552	-	△ 326	△ 326
	買建	262	-	0	0
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
合計		-	-	△ 326	△ 326

注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

平成22年度

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・ 支払変動	預金	37,513	37,468	(注) 2
合計		-	-	-	

注) 1. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は記載しておりません。

(2) 通貨関連取引
該当ありません。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

平成23年度

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・ 支払変動	預金	36,742	36,742	(注) 2
合計		-	-	-	

注) 1. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は記載しておりません。

(2) 通貨関連取引
該当ありません。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

金 銭 の 信 託 関 係

平成22年度

1. 運用目的の金銭の信託
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (単位：百万円)

	貸借 対照表額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	4,620	4,620	-	-	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

平成23年度

1. 運用目的の金銭の信託
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (単位：百万円)

	貸借 対照表額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	4,620	4,620	-	-	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

残 存 期 間 別 残 高

■定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

期 間	定期預金		うち固定金利定期預金		うち変動金利定期預金		うちその他	
	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
	3ヵ月未満	29,781	31,372	29,781	31,372	0	—	—
3ヵ月以上～6ヵ月未満	84,237	73,903	84,237	73,903	—	—	—	—
6ヵ月以上～1年未満	220,893	123,377	220,889	123,377	3	—	—	—
1年以上～2年未満	77,817	53,617	77,814	53,617	2	—	—	—
2年以上～3年未満	27,818	63,840	27,817	63,840	1	—	—	—
3年以上	48,771	64,788	48,771	64,788	—	—	—	—
合 計	489,320	410,900	489,313	410,900	7	—	—	—

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

期 間	貸出金		うち変動金利		うち固定金利	
	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
	1年以下	65,626	63,150	—	—	—
1年超～3年以下	69,061	55,546	46,251	39,576	22,809	15,970
3年超～5年以下	56,293	42,245	37,213	23,664	19,079	18,581
5年超～7年以下	26,232	22,729	14,678	13,818	11,554	8,911
7年超	229,721	212,154	218,185	201,971	11,536	10,183
期間の定めのないもの	43,607	43,202	38,037	39,201	5,569	4,000
合 計	490,542	439,029	—	—	—	—

注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

期 間	国債		地方債		社債		株式		その他の証券		うち外国債券		うち外国株式	
	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末
	1年以下	5,036	—	55	104	1,459	2,892	—	—	3,367	331	2,872	—	—
1年超～3年以下	15,517	17,421	232	479	9,258	25,183	—	—	3,640	5,802	2,653	5,594	—	—
3年超～5年以下	7,345	9,054	2,683	12,576	23,911	13,769	—	—	5,840	4,871	5,576	3,064	—	—
5年超～7年以下	19,425	24,325	1,607	5,776	4,110	501	—	—	4,944	3,035	—	—	—	—
7年超～10年以下	57,926	58,416	463	673	5,361	5,113	—	—	484	—	484	—	—	—
10年超	—	—	—	—	—	—	—	—	7,289	1,536	7,289	1,536	—	—
期間の定めのないもの	—	—	—	—	—	—	5,005	5,109	6,306	6,045	5,495	5,704	0	0
合 計	105,250	109,218	5,042	19,610	44,103	47,461	5,005	5,109	31,873	21,622	24,372	15,889	0	0

資 本 金 ・ 株 式

■資本金の推移

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
資本金	15,000	15,000

■発行済株式の推移

(単位：千株)

株式の種類	平成22年度末	平成23年度末
普通株式	170,002	170,002
第一回第4種優先株式	5,000	5,000
第一回第5種優先株式	30,000	30,000
合 計	205,002	205,002

■株式の所有者別内訳 (平成23年度末)

普通株式

区 分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)							計	単 元 未 満 株 式 の 状 況 (株)
	政 府 及 び 地 方 公 体 共 団	金 融 機 関	金 融 商 品 取 引 業 者	そ の 他 の 法 人	外 国 法 人 等		個 人 そ の 他		
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	170,002	—	—	—	—	—	170,002	298
所有株式数の割合 (%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

第一回第4種優先株式

区 分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)							計	単 元 未 満 株 式 の 状 況 (株)
	政 府 及 び 地 方 公 体 共 団	金 融 機 関	金 融 商 品 取 引 業 者	そ の 他 の 法 人	外 国 法 人 等		個 人 そ の 他		
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	5,000	—	—	—	—	—	5,000	—
所有株式数の割合 (%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

第一回第5種優先株式

区 分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)							計	単 元 未 満 株 式 の 状 況 (株)
	政 府 及 び 地 方 公 体 共 団	金 融 機 関	金 融 商 品 取 引 業 者	そ の 他 の 法 人	外 国 法 人 等		個 人 そ の 他		
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	30,000	—	—	—	—	—	30,000	—
所有株式数の割合 (%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

■大株主

普通株式

(平成23年度末)

氏名又は名称	住 所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	170,002	100.00
合 計	—	170,002	100.00

第一回第4種優先株式

氏名又は名称	住 所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	5,000	100.00
合 計	—	5,000	100.00

第一回第5種優先株式

氏名又は名称	住 所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	30,000	100.00
合 計	—	30,000	100.00

従 業 員 の 状 況

	平成22年度	平成23年度
人員	611人	605人
平均年齢	40年6月	40年11月
平均勤続年数	17年7月	18年1月
平均給与月額	365千円	371千円

- 注) 1. 人員は、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

店 舗 等

■店舗数

店舗数	平成22年度末	平成23年度末
岐阜県	23	23
愛知県	14	14
三重県	1	1
東京都	1	1
合 計	39	39

- 注) 1. 店舗数には出張所を含んでおりません。
 2. 店舗数にはダイレクトセンター支店1か店を含んでおります。

■従業員一人当たり残高

(単位:百万円)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
従業員一人当たり預金残高	1,139	1,028
従業員一人当たり融資残高	802	725

■一店舗当たり残高

(単位:百万円)

種 類	平成22年度末	平成23年度末
一店舗当たり預金残高	17,851	15,958
一店舗当たり融資残高	12,578	11,257

バーゼルⅡ第3の柱の開示内容に関し、金融庁告示第15号第4条(連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)の各開示事項

【定性的な開示事項】

○連結の範囲に関する事項(金融庁告示第15号第4条第2項第1号)
 連結グループに属する連結子会社は、ぎふぎんビジネスサービス株式会社、ぎふぎんカード株式会社、ぎふぎん保証サービス株式会社の3社であり、連結自己資本比率算出対象子会社と連結財務諸表規則に基づく連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

会社名	業務内容
ぎふぎんビジネスサービス株式会社	事務受託業務
ぎふぎんカード株式会社	クレジットカード業務 消費者信用業務
ぎふぎん保証サービス株式会社	消費者ローン保証業務 住宅ローン保証業務

- ・自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人はありません。
- ・自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。
- ・銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものまたは同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はありません。
- ・連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

○自己資本調達手段の概要(金融庁告示第15号第4条第2項第2号)

自己資本調達手段	概 要
普通株式	170百万株 (注1) 完全議決権株式
非累積的永久優先株式	5百万株 株式会社十六銀行
	(注3) 30百万株 株式会社三菱東京UFJ銀行
期限付劣後債務	3,000百万円 (注2)

(注1) 株式会社十六銀行が100%保有しております。
 (注2) 告示第29条第1項第4号に掲げるものであり、契約時における償還期限が5年を超えるものに限られております。
 (注3) 平成24年5月10日に7.7百万株を自己株取得し、消却を実施しております。消却後の株式数は22.2百万株です。

○自己資本の充実度に関する評価方法の概要(金融庁告示第15号第4条第2項第3号)

当行グループでは、自己資本の充実度の評価については、連結自己資本比率により行っております

当行においては、自己資本の充実度に関する評価は、自己資本比率のほか、各リスクカテゴリーのリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかを月次でモニタリングすることにより行っております。

資本配賦にあたっては、Tier1を原資として半期毎に信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等に対して割り当てております。リスク資本の充実度の状況につきましては、毎月開催されるALM委員会ならびに取締役会に報告し、自己資本の充実度を確認しております。

○信用リスク管理に関する事項(金融庁告示第15号第4条第2項第4号)

◆リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、当行グループが損失を被るリスクをいいます。

当行では、「クレジットポリシー」および「信用リスク管理規程」に基づいて貸出資産等の健全性の維持・向上を図るとともに、自己査定とリンクした格付制度の導入と厳格な運用により、与信が特定先や一定業種に偏らないバランスのとれた適切なポートフォリオの構築に努めております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、融資企画グループが、業種集中度や大口集中度等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。同グループは、モニタリング結果を定期的に信用リスク管理委員会および経営会議に報告しております。

また、事前審査・顧客管理・債権保全等の管理強化に努め、信用リスクを適切な範囲内に制御し資産の健全化を図るため、営業部門から独立した融資審査グループが案件審査を、融資企画グループが信用リスク管理の方針策定ならびに信用リスク量の測定を行い信用リスク管理に活用しております。

個別債務者の信用リスク管理については、融資審査グループが個別債務者毎に資金使途・事業収支計画・投資効果等を検証し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しております。

人材育成面では、営業店融資担当席の審査トレーナーや渉外担当者の本部研修・外部研修への参加などにより、営業店の審査能力および与信後の管理

能力の向上に努めております。

さらに、融資部門から独立した内部監査グループにおいて、客観的立場から自己査定内容と償却引当の適合性および資産の健全性確保について検証しております。

◆自己査定と償却・引当

自己査定とは、「自己査定基準」に基づいて債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであり、所管部署である融資企画グループは、自己査定の結果等を経営陣に報告しております。

当行では、金融検査マニュアル等に即した「自己査定基準」および「償却・引当基準」を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、「償却・引当金の計上に関する細則」に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しており、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について個別貸倒引当金の計上を行っております。

◆標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行グループでは、自己資本比率規制上の信用リスク・アセット額の算出には、自己資本比率告示に定める「標準的手法」を採用しております。

また、リスク・ウェイトの判定にあたっては、エクスポージャーの種類にかかわらず、次に掲げる適格格付機関を使用しております。

- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・樹格付投資情報センター
- ・(株)日本格付研究所

なお、法人等向けエクスポージャーについては、告示第19号第67条第1項の規定に基づき、一律100%のリスク・ウェイトを適用してはいましたが、平成22年12月に本特例の適用の中止に係る届出書を提出し利用を中止しております。

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要(金融庁告示第15号第4条第2項第5号)

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証をいただくことがあります。担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「融資通則」「自己査定基準」等の行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に、不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引その他いっさいの銀行取引を対象としており、契約時に顧客と取り交わした「銀行取引約定書」の条項に基づいて手続を行っております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自行預金の相殺」を勘案しております。

「適格金融資産担保」については、「包括的手法」を適用しており、現金及び自行預金・上場会社の株式・日本国政府や海外の中央政府などが発行する債券を担保として用いております。

「保証」については、国・政府関係機関・地方公共団体による保証、適格格付機関により自己資本比率告示に定める「4-2」以上の信用リスク区分に対応する格付を付与された事業法人による保証などを用いております。

「貸出金と自行預金の相殺」については、債務者の預金のうち、担保となっていない定期預金を用いております。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続の概要(金融庁告示第15号第4条第2項第6号)

当行で利用している派生商品取引は、主に外国為替関連取引や金利関連

取引であります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った信用リスク限度率を設定し、カレント・エクスポージャー方式^(注)により算出した信用リスク量が、限度率を超過しないように管理しております。

なお、当行では、派生商品取引に係る担保による保全や引当の算定は行っておりません。

また、一部の派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に追加的な担保提供が必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段のひとつで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

○証券化エクスポージャーに関する事項(金融庁告示第15号第4条第2項第7号)

◆証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行グループは、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢を確保するため、「証券化エクスポージャー」の定義を明確化したうえで、「証券化エクスポージャー」の資産区分判定、信用リスク・アセット額の計測・評価、報告までの一貫した管理を行う体制としております。

当行は、以下の証券化エクスポージャーを保有しております。

①オリジネーターである証券化取引

<証券化取引における役割及び関与の度合い>

当行は、平成16年3月期、平成17年3月期、平成18年3月期に住宅ローン債権の証券化を行い、劣後受益権を保有するとともに、原債権のサービサーとして関与しております。

<取引に関わるリスクの内容及びリスク管理態勢>

住宅ローン債権の証券化については、保有する劣後受益権は信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これらは、通常の貸出取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

<証券化取引についての方針>

証券化の取り組みにあたり、与信集中リスク削減等の実施目的や証券化対象債権の範囲・金額などの取組方針を、実施前の行内協議において明確にしておりますが、今後は証券化取引を行わない方針であります。

なお、オリジネーターである証券化取引のうち、再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

また、再証券化の予定もありません。

②投資家である証券化取引

<証券化取引における役割及び関与の度合い>

当行は、顧客債権や資産を裏付けとする責任財産限定特約付ローン(ABL)を発行するプログラムにおいて、ローンの貸付人として参加するとともに、当行グループ以外のオリジネーターによる証券化商品に投資しており、こうした取引を投資家である証券化取引として整理しております。

<取引に関わるリスクの内容及びリスク管理態勢>

裏付けとなる債権の延滞及び貸倒に伴う損失もしくは裏付資産の毀損等の状況によっては、ABLもしくは責任財産限定特約付証券(ABS)の元本返済及び利払いに必要な金額の合計額を下回るリスクがありますが、定期的に格付変更の有無、原資産の状況等を確認することにより、信用リスクの変化をモニタリングしております。

<証券化取引についての方針>

当行は、債券等への投資にあたり、裏付資産の種類に応じて投資枠や格付ごとの投資限度額を定めるなどリスクの度合いに応じた投資体制をとるとともに、裏付資産のデュデリジェンスを十分に実施し、慎重な投資判断を行っておりますが、今後は証券化取引に投資しない方針であります。

なお、投資家である証券化取引のうち、再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

◆体制の整備及びその運用状況の概要

当行グループは、証券化の取り組みにあたり、リスク管理を重要な事項としてとらえ、厳正なリスク管理態勢の構築に努めるとともに、「証券化取引における格付の利用に関する基準」を確保するため、当行では、法人営業グループが、投資前の段階で、「証券化エクスポージャー」の資産区分判定、信用リスク・アセット額の評価・計測、及びリスク特性、パフォーマンス情報、構造上の特性を適時かつ継続的に把握できること等について十分に検討し、経営陣へ報告

する体制を整備しております。

経営陣は、法人営業グループの報告を踏まえた十分な協議により取扱可否を判断しております。

なお、再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行グループは、与信ポートフォリオの観点から、過去に住宅ローン債権の証券化を行っておりますが、今後、信用リスク削減を目的とした、新たな証券化取引を行う方針はありません。

◆信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行グループは、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出方式には、「標準的手法」を採用しており、自己資本比率告示に定められた規定に従い、適格格付機関の付与する格付や裏付資産の加重平均リスク・ウェイト等に基づき算出しております。

また、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。

◆連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合における当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行グループは、該当する証券化エクスポージャーを保有しておりません。

◆連結グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

◆証券化取引の会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用し、当行がアレンジャーに優先受益権を売却した時点で、証券化取引に係る資産の売却を認識しております。なお、劣後部分の継続簿価から劣後部分の当初簿価を控除した額を、優先部分の平均残存期間で均等償却しております。

また、投資家である証券化取引として整理した取引の会計方針は、通常の貸出取引と基本的に変わるものではありません。

なお、証券化取引を目的として保有している資産及び証券化エクスポージャーに提供している流動性補充、信用補充、その他の事前的資金の払込みを行わない信用供与の提供はしていません。

◆証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定にあたっては、次に掲げる適格格付機関を使用しております。

- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・格付投資情報センター
- ・(株)日本格付研究所

なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

◆定量的な情報の重要な変更

当行グループの定量的な情報に、重要な変更は発生しておりません。

○オペレーショナル・リスクに関する事項(金融庁告示第15号第4条第2項第9号)

◆オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役員等の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」ととらえ、適切に管理することにより、保有する資産価値の減少及び信用の失墜を回避することをオペレーショナル・リスク管理の基本方針としています。

当行では、「オペレーショナルリスク管理方針」及び「オペレーショナルリス

ク管理規程」を制定しております。

このうえで、オペレーショナル・リスクを事務リスク、情報資産リスク、人材リスク、有形資産リスク、法的リスク、評判リスクの6つのカテゴリーに分類するとともにカテゴリー毎にリスク管理部署ならびに各種規程を制定し管理しているほか、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、オペレーショナル・リスク管理に関する適切な管理態勢の整備・確保に係る事案等を審議しております。

オペレーショナル・リスク管理に係る重要事項およびリスクの状況については、定期的に取り締役に報告する体制としております。

◆オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行グループでは、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

○銀行勘定における銀行法施行令第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要(金融庁告示第15号第4条第2項第10号)

当行では、株式等のリスク管理の方法として、上場株式については、バリュー・アット・リスク(VaR)によりリスク量を計測(信頼水準99%、保有期間120日)し、非上場株式等については、簿価残高の一定割合をリスク量として計上し、日次でモニタリングしております。

株式等の評価につきましては、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

○銀行勘定における金利リスクに関する事項(金融庁告示第15号第4条第2項第11号)

◆市場リスクのリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、銀行勘定における金利リスクに関するリスクを市場リスクとして認識し管理しております。市場リスクとは、金利、為替、株式等のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクのことです。

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎にリスク資本を配分するとともに、ポジション運用枠(投資額又は保有額の上限)及び損失限度額等を設定しております。担当部署は、これらのリスクリミットの範囲内で機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

また、これらのリスクの状況については、月次でALM委員会及び取締役会に報告され、必要な施策を協議・実施する体制としております。

◆銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定における金利リスクについては、バリュー・アット・リスク(VaR)^(注1)、ベークス・ポイント・バリュー(BPV)^(注2)等の手法を用いて日次及び月次で計測しております。また、バックテスティングやストレステストなどにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を定期的に検証しております。

リスク計測にあたり、内部モデルを使用して推計したコア預金を考慮しております。具体的には、普通預金などの満期のない流動性預金については、預金種別や預金者別の過去の預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。また、定期預金の中途解約、貸出金の期限前償還は考慮しておりません。

なお、連結グループの金利リスクについては、連結子会社の金利リスクが連結グループに与える影響は軽微であると判断し計算しておりません。

(注1) VaR…統計的手法を用いて測定した予想最大損失額

(注2) BPV…金利が0.01%変化した場合の現在価値変化額

■ 定量的な開示情報

○自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(金融庁告示第15号第4条第3項第1号)該当ありません。

○自己資本の構成に関する事項(金融庁告示第15号第4条第3項第2号)

◆自己資本の構成および自己資本比率

P11 連結自己資本比率(国内基準)をご参照願います。

○自己資本の充実度に関する事項(金融庁告示第15号第4条第3項第3号)

◆信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	平成22年度		平成23年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】				
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	187	7	91	3
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	39	1	59	2
我が国の政府関係機関向け	395	15	356	14
地方三公社向け	192	7	166	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,750	1,790	40,775	1,631
法人等向け	152,627	6,105	127,520	5,100
中小企業等向け及び個人向け	92,510	3,700	88,345	3,533
抵当権付住宅ローン	33,216	1,328	30,960	1,238
不動産取得等事業向け	6,659	266	6,195	247
三月以上延滞等	1,471	58	1,055	42
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,420	96	2,246	89
株式会社企業再生支援機構による保証付	-	-	-	-
出資等	4,837	193	5,277	211
上記以外	8,271	330	3,548	141
証券化(オリジネーターの場合)	7,572	302	6,267	250
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外の場合)	2,574	102	1,468	58
(うち再証券化)	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
資産(オン・バランス) 計	357,726	14,309	314,336	12,573
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	204	8	100	4
短期の貿易関連偶発債務	28	1	21	0
特定の取引に係る偶発債務	4	0	2	0
原契約期間が1年超のコミットメント	197	7	123	4
信用供与に直接的に代替する偶発債務	974	38	696	27
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	-	-	-	-
派生商品取引	138	5	175	7
オフ・バランス取引等 計	1,548	61	1,120	44
合 計	359,274	14,370	315,456	12,618

(注) 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4%

◆ 連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

項目	所要自己資本額	
	平成22年度	平成23年度
信用リスク(標準的手法)	14,370	12,618
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	839	776
合 計	15,210	13,394

○信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項(金融庁告示第15号第4条第3項第4号)

◆信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳、並びに三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注1)	
			貸出金等(注2)		債券		デリバティブ取引			
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国内計	740,374	676,878	562,860	490,229	176,869	185,785	644	863	6,009	3,822
国外計	5,826	2,562	144	293	5,681	2,269	—	—	—	—
地域別合計	746,200	679,441	563,004	490,523	182,551	188,055	644	863	6,009	3,822
製造業	78,031	69,102	73,814	65,325	4,217	3,776	—	—	689	416
農業、林業	209	225	209	225	—	—	—	—	—	—
漁業	3	4	3	4	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,451	1,541	1,451	1,541	—	—	—	—	—	—
建設業	18,062	16,202	18,058	16,200	4	2	—	—	174	414
電気・ガス・熱供給・水道業	604	695	604	695	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,902	1,087	1,601	1,087	300	—	—	—	49	49
運輸業、郵便業	16,492	13,455	15,365	11,926	1,126	1,529	—	—	13	—
卸売業、小売業	47,792	43,778	46,925	43,218	855	556	12	3	293	113
金融業、保険業	158,508	126,493	96,971	72,406	60,905	53,227	632	859	1,909	1,783
不動産業、物品賃貸業	96,060	83,388	91,739	83,184	4,321	203	—	—	1,330	301
学術研究、専門・技術サービス業	1,653	1,315	1,653	1,315	—	—	—	—	13	—
宿泊業	4,300	2,999	4,300	2,999	—	—	—	—	309	305
飲食業	3,633	3,632	3,633	3,632	—	—	—	—	44	2
生活関連サービス業、娯楽業	8,881	7,538	8,852	7,515	28	23	—	—	51	—
教育、学習支援業	549	499	549	499	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	7,088	6,679	7,088	6,679	—	—	—	—	—	1
その他のサービス業	11,560	7,471	9,118	7,405	2,442	65	0	0	667	216
国・地方公共団体	120,521	140,021	12,172	11,351	108,349	128,669	—	—	—	—
個人	149,346	136,585	149,346	136,585	—	—	—	—	462	217
その他	19,543	16,723	19,543	16,723	—	—	—	—	—	—
業種別計	746,200	679,441	563,004	490,523	182,551	188,055	644	863	6,009	3,822
1年以下	158,571	120,095	144,334	117,153	14,105	2,826	131	116		
1年超3年以下	98,272	107,752	70,715	60,506	27,557	47,245	—	—		
3年超5年以下	98,411	81,270	58,711	42,605	39,645	38,554	55	109		
5年超7年以下	51,449	53,160	26,004	22,456	24,986	30,066	458	637		
7年超10年以下	98,684	94,114	34,560	30,371	64,124	63,743	—	—		
10年超	211,981	191,891	203,816	191,000	8,164	890	—	—		
期間の定めのないもの	28,829	31,156	24,861	26,428	3,968	4,727	—	—		
残存期間別合計	746,200	679,441	563,004	490,523	182,551	188,055	644	863		

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウエイトが150%以上であるエクスポージャー。
2. 債券を除く有価証券およびオフ・バランス取引を含めております。

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金の期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成22年度	4,511	△ 1,343	3,167
	平成23年度	3,167	△ 1,319	1,848
個別貸倒引当金	平成22年度	4,779	2,361	7,141
	平成23年度	7,141	△ 2,345	4,795
特定海外債権引当金	平成22年度	—	—	—
	平成23年度	—	—	—
合計	平成22年度	9,290	1,018	10,309
	平成23年度	10,309	△ 3,664	6,644

(一般貸倒引当金の地域、業種別内訳)

一般貸倒引当金について、地域別、業種別の算定を行っておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国内計	4,779	7,141	2,361	△ 2,345	7,141	4,795
国外計	-	-	-	-	-	-
地域別合計	4,779	7,141	2,361	△ 2,345	7,141	4,795
製造業	614	1,208	593	△ 507	1,208	700
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	11	4	△ 6	0	4	4
建設業	316	147	△ 168	387	147	535
電気・ガス・熱供給・水道業	26	24	△ 2	0	24	25
情報通信業	46	20	△ 26	4	20	25
運輸業、郵便業	28	106	78	△ 37	106	69
卸売業、小売業	356	608	251	△ 140	608	467
金融業、保険業	197	1,584	1,386	△ 285	1,584	1,299
不動産業、物品賃貸業	1,067	1,537	470	△ 882	1,537	654
学術研究、専門・技術サービス業	12	0	△ 11	△ 0	0	0
宿泊業	607	337	△ 269	△ 293	337	44
飲食業	93	85	△ 8	28	85	113
生活関連サービス業、娯楽業	697	105	△ 591	△ 16	105	89
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	50	206	155	27	206	233
その他のサービス業	221	778	556	△ 461	778	316
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個人	432	385	△ 46	△ 171	385	214
その他	-	-	-	-	-	-
業種別計	4,779	7,141	2,361	△ 2,345	7,141	4,795

◆業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却額	
	平成22年度	平成23年度
製造業	-	-
農業、林業	-	-
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	-
運輸業、郵便業	-	-
卸売業、小売業	-	-
金融業、保険業	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-
宿泊業	-	-
飲食業	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-
教育、学習支援業	-	-
医療・福祉	-	-
その他のサービス業	-	-
国・地方公共団体	-	-
個人	60	2
その他	-	-
業種別合計	60	2

◆リスク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	872	199,162	-	192,238
10%	-	28,163	-	23,659
20%	49,668	4,977	46,310	6,220
35%	-	94,903	-	88,427
50%	35,590	4,944	30,921	2,669
75%	-	123,933	-	118,565
100%	24,580	168,142	18,883	141,301
150%	6	519	-	576
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	110,718	624,746	96,116	573,659

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウエイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. 「格付適用」エクスポージャーは、ソブリン格付に準拠したリスク・ウエイトを適用しているエクスポージャーであります。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額(金融庁告示第15号第4条第3項第5号)

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	5,768	4,998
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	-	-

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(金融庁告示第15号第4条第3項第6号)

◆派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出してあります。

(注)カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

◆派生商品取引のグロス再構築コストの額および与信相当額

(単位:百万円)

種類および取引の区分	平成22年度	平成23年度
グロス再構築コストの額	72	328
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	644	863
派生商品取引	644	863
外国為替関連取引	131	116
金利関連取引	513	747
株式関連取引	—	—
その他の取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	644	863

(注)1. 原契約期間が6日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除く。
2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コストおよびグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

◆信用リスク削減手法に用いた担保の種類および額

該当ありません。

◆与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

◆信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項(金融庁告示第15号第4条第3項第7号)

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

◆原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引および合成型証券化取引に係る原資産の額並びに主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	合成型証券化取引に係る原資産の額	資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	合成型証券化取引に係る原資産の額
住宅ローン債権	13,529	—	11,171	—
合計	13,529	—	11,171	—

◆原資産を構成する証券化エクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーの額および当期損失額

該当ありません。

◆証券化取引を目的として保有している資産の額

該当ありません。

◆保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
住宅ローン債権	6,417	—	6,303	—
合計	6,417	—	6,303	—
うち再証券化	—	—	—	—

◆保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウエイト区分毎の残高及び所要自己資本

(単位:百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	オン・バランス取引		オフ・バランス取引		オン・バランス取引		オフ・バランス取引	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
経過措置適用分	6,417	302	—	—	6,303	250	—	—
合計	6,417	302	—	—	6,303	250	—	—

◆証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
住宅ローン債権	108	—
合計	108	—

◆自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当ありません。

◆早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済の信用供与の額

該当ありません。

◆当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

◆証券化に伴い当期中に認識した売却損益の額

該当ありません。

◆告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
経過措置適用分	7,572	6,267
合計	7,572	6,267

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

◆投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
商業用不動産	1,867	—	754	—
リース債権	57	—	22	—
施設整備事業(PFI)	500	—	506	—
合計	2,426	—	1,283	—
うち、再証券化	—	—	—	—

◆投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウエイト毎の残高及び所要自己資本

(単位:百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	オン・バランス取引		オフ・バランス取引		オン・バランス取引		オフ・バランス取引	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
100%	2,397	95	—	—	1,268	50	—	—
経過措置適用分	28	7	—	—	14	7	—	—
合計	2,426	102	—	—	1,283	58	—	—

◆投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当ありません。

◆自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
経過措置適用分	176	199
合計	176	199

○銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項(金融庁告示第15号第4条第3項第9号)

◆銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャー	2,456		2,411	
上記に該当しない出資等エクスポージャー	4,861		4,679	
合計	7,318	7,318	7,090	7,090

◆銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
売却損益額	△407	3,325
償却額	1,064	△3

◆貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	535	755
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

○信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額(金融庁告示第15号第4条第3項第10号)
該当ありません。

○銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額(金融庁告示第15号第4条第3項第11号)

金利ショックに対する経済的価値の増減額(VaR)

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	保有期間		保有期間	
預貸金等	6ヶ月	851	6ヶ月	222
円貨債券	3ヶ月	3,749	6ヶ月	2,922
外貨債券	3ヶ月	1,266	6ヶ月	1,837
合計		5,867		4,983

(注)信頼区間:99%、保有期間:1年

連結グループの金利リスクについては、連結子会社の金利リスクが連結グループに与える影響は軽微であると考えられることから、金利リスク算出の対象としておりません。また、円貨債券および外貨債券については、平成23年度下期より保有期間を3ヶ月から6ヶ月に変更しております。

バーゼルⅡ第3の柱の開示内容に関し、金融庁告示第15号第2条(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)の各開示事項

《定性的な開示事項》

○自己資本調達手段の概要(金融庁告示第15号第2条第2項第1号)

自己資本調達手段	概 要	
普通株式	170百万株	(注1) 完全議決権株式
非累積的永久優先株式	5百万株	株式会社十六銀行
	(注3) 30百万株	株式会社三菱東京UFJ銀行
期限付劣後債務	3,000百万円	(注2)

(注1) 株式会社十六銀行が100%保有しております。
 (注2) 告示第29条第1項第4号に掲げるものであり、契約時における償還期限が5年を超えるものに限られております。
 (注3) 平成24年5月10日に7.7百万株を自己株取得し、消却を実施しております。消却後の株式数は22.2百万株です。

○自己資本の充実度に関する評価方法の概要(金融庁告示第15号第2条第2項第2号)

自己資本の充実度に関する評価については、自己資本比率のほか、各リスクカテゴリーのリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかを月次でモニタリングすることにより行っております。

資本配賦にあたっては、Tier1を原資として半期毎に信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等に対して割り当てております。リスク資本の充実度の状況につきましては、毎月開催されるALM委員会ならびに取締役会に報告し、自己資本の充実度を確認しております。

○信用リスク管理に関する事項(金融庁告示第15号第2条第2項第3号)

◆リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、「クレジットポリシー」および「信用リスク管理規程」に基づいて貸出資産等の健全性の維持・向上を図るとともに、自己査定とリンクした格付制度の導入と厳格な運用により、与信が特定先や一定業種に偏らないバランスのとれた適切なポートフォリオの構築に努めております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、融資企画グループが、業種集中度や大口集中度等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。同グループは、モニタリング結果を定期的に信用リスク管理委員会および経営会議に報告しております。

また、事前審査・顧客管理・債権保全等の管理強化に努め、信用リスクを適切な範囲内に抑制し資産の健全化を図るため、営業部門から独立した融資審査グループが案件審査を、融資企画グループが信用リスク管理の方針策定ならびに信用リスク量の測定を行い信用リスク管理に活用しております。

個別債務者の信用リスク管理については、融資審査グループが個別債務者毎に資金使途・事業収支計画・投資効果等を検証し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しております。

人材育成面では、営業店融資担当役席の審査トレーニーや渉外担当者の本部研修・外部研修への参加などにより、営業店の審査能力および与信後の管理能力の向上に努めております。

さらに、融資部門から独立した内部監査グループにおいて、客観的立場から自己査定内容と償却引当の適合性および資産の健全性確保について検証しております。

◆自己査定と償却・引当

自己査定とは、「自己査定基準」に基づいて債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであり、所管部署である融資企画グループは、自己査定の結果等を経営に報告しております。

当行では、金融検査マニュアル等に即した「自己査定基準」および「償却・引当基準」を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、「償却・引当金の計上に関する細則」に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しており、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について個別貸倒引当金の計上を行っております。

◆標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

自己資本比率規制上の信用リスク・アセット額の算出には、自己資本比率

告示に定める「標準的手法」を採用しております。

また、リスク・ウェイトの判定にあたっては、エクスポージャーの種類にかかわらず、次に掲げる適格格付機関を使用しております。

- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・(株)格付投資情報センター
- ・(株)日本格付研究所

なお、法人等向けエクスポージャーについては、告示第19号第67条第1項の規定に基づき、一律100%のリスク・ウェイトを適用しておりましたが、平成22年12月に本特例の適用の中止に係る届出書を提出し利用を中止しております。

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要(金融庁告示第15号第2条第2項第4号)

信用リスク削減手法とは、担保・保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証をいただくことがあります。担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、「融資通則」「自己査定基準」等の行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に、不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引その他いっさいの銀行取引を対象としており、契約時に顧客と取り交わした「銀行取引約定書」の条項に基づいて手続を行っております。

なお、自己資本比率算出に当たっては、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自行預金の相殺」を勘案しております。

「適格金融資産担保」については、「包括的手法」を適用しており、現金及び自行預金・上場会社の株式・日本国政府や海外の中央政府などが発行する債券を担保として用いております。

「保証」については、国・政府関係機関・地方公共団体による保証、適格格付機関により自己資本比率告示に定める「4-2」以上の信用リスク区分に対応する格付を付与された事業法人による保証などを用いております。

「貸出金と自行預金の相殺」については、債務者の預金のうち、担保となっていない定期預金を用いております。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続の概要(金融庁告示第15号第2条第2項第5号)

利用している派生商品取引は、主に外国為替関連取引や金利関連取引であります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った信用リスク限度枠を設定し、カレント・エクスポージャー方式^(注)により算出した信用リスク量が、限度枠を超過しないように管理しております。

なお、派生商品取引に係る担保による保全や引当の算定は行っておりません。また、一部の派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に追加的な担保提供が必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段のひとつで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

○証券化エクスポージャーに関する事項(金融庁告示第15号第2条第2項第6号)

◆証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢を確保するため、「証券化エクスポージャー」の定義を明確化したうえで、「証券化エクスポージャー」の資産区分判定、信用リスク・アセット額の計測・評価、報告までの一貫した管理を行う体制としております。

当行は、以下の証券化エクスポージャーを保有しております。

- ① オリジネーターである証券化取引
- <証券化取引における役割及び関与の度合い>

当行は、平成16年3月期、平成17年3月期、平成18年3月期に住宅ローン債権の証券化を行い、劣後受益権を保有するとともに、原債権のサービサーとして関与しております。

＜取引に関わるリスクの内容及びリスク管理態勢＞

住宅ローン債権の証券化については、保有する劣後受益権は信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これらは、通常の貸出取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

＜証券化取引についての方針＞

証券化の取り組みにあたり、与信集中リスク削減等の実施目的や証券化対象債権の範囲・金額などの取組方針を、実施前の行内協議において明確にしておりますが、今後は証券化取引を行わない方針であります。

なお、オリジネーターである証券化取引のうち、再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

また、再証券化の予定もありません。

②投資家である証券化取引

＜証券化取引における役割及び関与の度合い＞

当行は、顧客債権や資産を裏付けとする責任財産限定特約付ローン(ABL)を発行するプログラムにおいて、ローンの貸付人として参加するとともに、当行グループ以外のオリジネーターによる証券化商品に投資しており、こうした取引を投資家である証券化取引として整理しております。

＜取引に関わるリスクの内容及びリスク管理態勢＞

裏付けとなる債権の延滞及び貸倒に伴う損失もしくは裏付資産の毀損等の状況によっては、ABLもしくは責任財産限定特約付証券(ABS)の元本返済及び利払いに必要な金額の合計額を下回るリスクがありますが、定期的に格付変更の有無、原資産の状況等を確認することにより、信用リスクの変化をモニタリングしております。

＜証券化取引についての方針＞

当行は、債券等への投資にあたり、裏付資産の種類に応じて投資枠や格付ごとの投資限度額を定めるなどリスクの度合いに応じた投資体制をとるとともに、裏付資産のデューデリジェンスを十分に実施し、慎重な投資判断を行っておりますが、今後は証券化取引に投資しない方針であります。

なお、投資家である証券化取引のうち、再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

◆体制の整備及びその運用状況の概要

当行は、証券化の取り組みにあたり、リスク管理を重要な事項としてとらえ、厳正なリスク管理態勢の構築に努めるとともに、「証券化取引における格付の利用に関する基準」を確保するため、法人営業グループが、投資前の段階で、「証券化エクスポージャー」の資産区分判定、信用リスク・アセット額の評価・計測、及びリスク特性、パフォーマンス情報、構造上の特性を適時かつ継続的に把握できること等について十分に検討し、経営陣へ報告する体制を整備しております。

経営陣は、法人営業グループの報告を踏まえた十分な協議により取扱可否を判断しております。

なお、再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行は、与信ポートフォリオの観点から、過去に住宅ローン債権の証券化を行っておりますが、今後、信用リスク削減を目的とした、新たな証券化取引を行う方針はありません。

◆信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出方式には、「標準的手法」を採用しており、自己資本比率告示に定められた規定に従い、適格格付機関の付与する格付や裏付資産の加重平均リスク・ウェイト等に基づき算出しております。

また、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。

◆銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合における当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行は、該当する証券化エクスポージャーを保有しておりません。

◆銀行の子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。

◆証券化取引の会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用し、当行がアレンジャーに優先受益権を売却した時点で、証券化取引に係る資産の売却を認識しております。なお、劣後部分の継続簿価から劣後部分の当初簿価を控除した額を、優先部分の平均残存期間で均等償却しております。

また、投資家である証券化取引として整理した取引の会計方針は、通常の貸出取引と基本的に変わるものではありません。

なお、証券化取引を目的として保有している資産及び証券化エクスポージャーに提供している流動性補充、信用補充、その他の事前の資金の払込みを行わない信用供与の提供はしておりません。

◆証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定にあたっては、次に掲げる適格格付機関を使用しております。

- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・(株)格付投資情報センター
- ・(株)日本格付研究所

なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

◆定量的な情報の重要な変更

当行の定量的な情報に、重要な変更は発生しておりません。

○オペレーショナル・リスクに関する事項(金融庁告示第15号第2条第2項第8号)

◆オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役員等々の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」ととらえ、適切に管理することにより、保有する資産価値の減少及び信用の失墜を回避することをオペレーショナル・リスク管理の基本方針としています。

当行では、「オペレーショナルリスク管理方針」及び「オペレーショナルリスク管理規程」を制定しております。

このうえで、オペレーショナル・リスクを事務リスク、情報資産リスク、人材リスク、有形資産リスク、法的リスク、評判リスクの6つのカテゴリーに分類するとともにカテゴリー毎にリスク管理部署ならびに各種規程を制定し管理しているほか、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、オペレーショナル・リスク管理に関する適切な管理態勢の整備・確保に係る事案等を審議しております。

オペレーショナル・リスク管理に係る重要事項およびリスクの状況については、定期的に取締役会に報告する体制としております。

◆オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

○銀行勘定における銀行法施行令第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要(金融庁告示第15号第2条第2項第9号)
株式等のリスク管理の方法としては、上場株式については、バリュアット・リスク(VaR)によりリスク量を計測(信頼水準99%、保有期間120日)し、非上場株式等については、簿価残高の一定割合をリスク量として計上し、日次でモニタリングしております。

株式等の評価につきましては、子会社株式については移動平均法による原

価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

○銀行勘定における金利リスクに関する事項（金融庁告示第15号第2条第2項第10号）

◆市場リスクのリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における金利リスクに関するリスクを市場リスクとして認識し管理しております。市場リスクとは、金利、為替、株式等のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクのことです。

市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎にリスク資本を配分するとともに、ポジション運用枠（投資額又は保有額の上限）及び損失限度額等を設定しております。担当部署は、これらのリスクリミットの範囲内で機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

また、これらのリスクの状況については、月次でALM委員会及び取締役会に報告され、必要な施策を協議・実施する体制としております。

◆銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

銀行勘定における金利リスクについては、バリュー・アット・リスク（VaR）^(注1)、ベース・ポイント・バリュー（BPV）^(注2)等の手法を用いて日次及び月次で計測しております。また、バックテスティングやストレステストなどにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を定期的に検証しております。

リスク計測にあたり、内部モデルを使用して推計したコア預金を考慮しております。具体的には、普通預金などの満期のない流動性預金については、預金種別や預金者別の過去の預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。また、定期預金の中途解約、貸出金の期限前償還は考慮しておりません。

（注1）VaR…統計的手法を用いて測定した予想最大損失額

（注2）BPV…金利が0.01%変化した場合の現在価値変化額

■ 定量的な開示情報

○自己資本の構成に関する事項(金融庁告示第15号第2条第3項第1号)

◆自己資本の構成および自己資本比率

P26 単体自己資本比率(国内基準)をご参照願います。

○自己資本の充実度に関する事項(金融庁告示第15号第2条第3項第2号)

◆信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	平成22年度		平成23年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】				
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	187	7	91	3
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	39	1	-	-
我が国の政府関係機関向け	395	15	46	1
地方三公社向け	192	7	166	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,750	1,790	40,775	1,631
法人等向け	152,627	6,105	127,520	5,100
中小企業等向け及び個人向け	92,246	3,689	88,253	3,530
抵当権付住宅ローン	33,258	1,330	31,048	1,241
不動産取得等事業向け	6,659	266	6,195	247
三月以上延滞等	1,433	57	986	39
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,420	96	2,246	89
株式会社企業再生支援機構による保証付	-	-	-	-
出資等	5,294	211	5,743	229
上記以外	8,232	329	3,543	141
証券化(オリジネーターの場合)	7,572	302	6,267	250
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外の場合)	2,574	102	1,468	58
(うち再証券化)	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
資産(オン・バランス) 計	357,884	14,315	314,354	12,574
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	204	8	100	4
短期の貿易関連偶発債務	28	1	21	0
特定の取引に係る偶発債務	4	0	2	0
原契約期間が1年超のコミットメント	197	7	123	4
信用供与に直接的に代替する偶発債務	974	38	696	27
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	-	-	-	-
派生商品取引	138	5	175	7
オフ・バランス取引等 計	1,548	61	1,120	44
合 計	359,432	14,377	315,474	12,618

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

◆単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

項目	所要自己資本額	
	平成22年度	平成23年度
信用リスク(標準的手法)	14,377	12,618
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	813	753
合 計	15,190	13,372

○信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項(金融庁告示第15号第2条第3項第3号)

◆信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳、並びに三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注1)	
	貸出金等(注2)				債券		デリバティブ取引		平成22年度	平成23年度
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度		
国内計	739,316	676,145	562,677	490,387	175,994	184,894	644	863	5,789	3,679
国外計	5,826	2,562	144	293	5,681	2,269	-	-	-	-
地域別合計	745,142	678,708	562,822	490,680	181,676	187,164	644	863	5,789	3,679
製造業	78,031	69,102	73,814	65,325	4,217	3,776	-	-	689	416
農業、林業	209	225	209	225	-	-	-	-	-	-
漁業	3	4	3	4	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1,451	1,541	1,451	1,541	-	-	-	-	-	-
建設業	18,062	16,202	18,058	16,200	4	2	-	-	174	414
電気・ガス・熱供給・水道業	604	695	604	695	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,902	1,087	1,601	1,087	300	-	-	-	49	49
運輸業、郵便業	16,492	13,455	15,365	11,926	1,126	1,529	-	-	13	-
卸売業、小売業	47,792	43,778	46,925	43,218	855	556	12	3	293	113
金融業、保険業	160,932	128,405	99,395	74,318	60,905	53,227	632	859	1,909	1,783
不動産業、物品賃貸業	96,060	83,388	91,739	83,184	4,321	203	-	-	1,330	301
学術研究、専門・技術サービス業	1,653	1,315	1,653	1,315	-	-	-	-	13	-
宿泊業	4,300	2,999	4,300	2,999	-	-	-	-	309	305
飲食業	3,633	3,632	3,633	3,632	-	-	-	-	44	2
生活関連サービス業、娯楽業	8,881	7,538	8,852	7,515	28	23	-	-	51	-
教育、学習支援業	549	499	549	499	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	7,088	6,679	7,088	6,679	-	-	-	-	-	1
その他のサービス業	11,560	7,471	9,118	7,405	2,442	65	0	0	667	216
国・地方公共団体	119,646	139,130	12,172	11,351	107,474	127,778	-	-	-	-
個人	146,864	134,831	146,864	134,831	-	-	-	-	242	74
その他	19,418	16,723	19,418	16,723	-	-	-	-	-	-
業種別計	745,142	678,708	562,822	490,680	181,676	187,164	644	863	5,789	3,679
1年以下	160,041	121,688	145,805	118,746	14,105	2,826	131	116	-	-
1年超3年以下	98,272	107,752	70,715	60,506	27,557	47,245	-	-	-	-
3年超5年以下	98,411	81,270	58,711	42,605	39,645	38,554	55	109	-	-
5年超7年以下	51,449	53,160	26,004	22,456	24,986	30,066	458	637	-	-
7年超10年以下	98,684	94,114	34,560	30,371	64,124	63,743	-	-	-	-
10年超	209,577	189,565	202,288	189,565	7,289	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	28,704	31,156	24,736	26,428	3,968	4,727	-	-	-	-
残存期間別合計	745,142	678,708	562,822	490,680	181,676	187,164	644	863	-	-

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

2. 債券を除く有価証券およびオフ・バランス取引を含めております。

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金の期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成22年度	3,971	△1,247	2,724
	平成23年度	2,724	△1,263	1,460
個別貸倒引当金	平成22年度	4,381	2,442	6,824
	平成23年度	6,824	△2,211	4,612
特定海外債権引当金	平成22年度	-	-	-
	平成23年度	-	-	-
合計	平成22年度	8,353	1,195	9,548
	平成23年度	9,548	△3,475	6,073

(一般貸倒引当金の地域、業種別内訳)

一般貸倒引当金について、地域別、業種別の算定を行っておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国内計	4,381	6,824	2,442	△ 2,211	6,824	4,612
国外計	-	-	-	-	-	-
地域別合計	4,381	6,824	2,442	△ 2,211	6,824	4,612
製造業	614	1,208	593	△ 507	1,208	700
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	11	4	△ 6	0	4	4
建設業	316	147	△ 168	387	147	535
電気・ガス・熱供給・水道業	26	24	△ 2	0	24	25
情報通信業	46	20	△ 26	4	20	25
運輸業、郵便業	28	106	78	△ 37	106	69
卸売業、小売業	356	608	251	△ 140	608	467
金融業、保険業	197	1,584	1,386	△ 285	1,584	1,299
不動産業、物品賃貸業	1,067	1,537	470	△ 882	1,537	654
学術研究、専門・技術サービス業	12	0	△ 11	△ 0	0	0
宿泊業	607	337	△ 269	△ 293	337	44
飲食業	93	85	△ 8	28	85	113
生活関連サービス業、娯楽業	697	105	△ 591	△ 16	105	89
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	50	206	155	27	206	233
その他のサービス業	221	778	556	△ 461	778	316
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個人	34	69	34	△ 37	69	32
その他	-	-	-	-	-	-
業種別計	4,381	6,824	2,442	△ 2,211	6,824	4,612

◆業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却額	
	平成22年度	平成23年度
製造業	-	-
農業、林業	-	-
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	-
運輸業、郵便業	-	-
卸売業、小売業	-	-
金融業、保険業	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-
宿泊業	-	-
飲食業	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-
教育、学習支援業	-	-
医療・福祉	-	-
その他のサービス業	-	-
国・地方公共団体	-	-
個人	-	-
その他	-	-
業種別合計	-	-

◆リスク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果をもとにした後の残高および資本控除した額

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法動向後のエクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	872	198,283	-	191,343
10%	-	28,163	-	23,659
20%	49,668	4,977	46,310	6,220
35%	-	95,024	-	88,427
50%	35,590	4,739	30,921	2,583
75%	-	123,561	-	118,409
100%	24,580	168,435	18,883	141,737
150%	6	504	-	544
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	110,718	623,689	96,116	572,926

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウエイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. 「格付適用」エクスポージャーは、ソブリン格付に準拠したリスク・ウエイトを適用しているエクスポージャーであります。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額(金融庁告示第15号第2条第3項第4号)

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	5,768	4,998
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	-	-

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（金融庁告示第15号第2条第3項第5号）

◆派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注)カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

◆派生商品取引のクロス再構築コストの額および与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	平成22年度	平成23年度
クロス再構築コストの額	72	328
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	644	863
派生商品取引	644	863
外国為替関連取引	131	116
金利関連取引	513	747
株式関連取引	—	—
その他の取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	644	863

(注) 1. 原契約期間が5日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除く。
2. 与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）は、再構築コストおよびグロスのアドオン額（想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額）の合計額

◆信用リスク削減手法に用いた担保の種類および額
該当ありません。

◆与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

◆信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項（金融庁告示第15号第2条第3項第6号）

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

◆原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引および合成型証券化取引に係る原資産の額並びに主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	合成型証券化取引に係る原資産の額	資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	合成型証券化取引に係る原資産の額
住宅ローン債権	13,529	—	11,171	—
合計	13,529	—	11,171	—

◆原資産を構成する証券化エクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーの額および当期損失額
該当ありません。

◆証券化取引を目的として保有している資産の額
該当ありません。

◆保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
住宅ローン債権	6,417	—	6,303	—
合計	6,417	—	6,303	—
うち再証券化	—	—	—	—

◆保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分毎の残高及び必要自己資本

(単位：百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	オン・バランス取引		オフ・バランス取引		オン・バランス取引		オフ・バランス取引	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
経過措置適用分	6,417	302	—	—	6,303	250	—	—
合計	6,417	302	—	—	6,303	250	—	—

◆証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
住宅ローン債権	108	—
合計	108	—

◆自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
該当ありません。

◆早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済の信用供与の額
該当ありません。

◆当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。

◆証券化に伴い当期中に認識した売却損益の額
該当ありません。

◆告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
経過措置適用分	7,572	6,267
合計	7,572	6,267

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

◆投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
商業用不動産	1,867	—	754	—
リース債権	57	—	22	—
施設整備事業（PFI）	500	—	506	—
合計	2,426	—	1,283	—
うち、再証券化	—	—	—	—

◆投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び必要自己資本

(単位：百万円)

	平成22年度				平成23年度			
	オン・バランス取引		オフ・バランス取引		オン・バランス取引		オフ・バランス取引	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
100%	2,397	95	—	—	1,268	50	—	—
経過措置適用分	28	7	—	—	14	7	—	—
合計	2,426	102	—	—	1,283	58	—	—

◆投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
該当ありません。

◆自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
経過措置適用分	176	199
合計	176	199

○銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（金融庁告示第15号第2条第3項第8号）

◆銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等エクスポージャー	2,456		2,411	
上記に該当しない出資等エクスポージャー	5,789		5,616	
合 計	8,246	8,246	8,027	8,027

◆銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度
売却損益額	△407	3,325
償却額	1,064	△3

◆貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	535	755
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

○信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額（金融庁告示第15号第2条第3項第9号）
該当ありません。

○銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額（金融庁告示第15号第2条第3項第10号）

金利ショックに対する経済的価値の増減額（VaR）

（単位：百万円）

	平成22年度		平成23年度	
	保有期間		保有期間	
預 貸 金 等	6ヶ月	851	6ヶ月	222
円 貨 債 券	3ヶ月	3,749	6ヶ月	2,922
外 貨 債 券	3ヶ月	1,266	6ヶ月	1,837
合 計		5,867		4,983

（注）信頼区間：99%、保有期間：1年
円貨債券および外貨債券については、平成23年度下期より保有期間を3ヶ月から6ヶ月に変更しております。

平成24年3月29日金融庁告示第21号「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号、第19条の3第4号及び第34条の26第1項第5号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行又は銀行持株会社及びこれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの(以下「報酬告示」という。))に基づく情報開示

当行の連結グループに属する連結子会社の3社(ぎふぎんビジネスサービス株式会社、ぎふぎんカード株式会社、ぎふぎん保証サービス株式会社)は、いずれも当行の連結総資産に対して総資産の割合が2%に満たないことから、報酬等に関する開示の対象となる主要な連結子法人には該当しておりませんので、報酬等に関する開示の対象に含めておりません。

1. 当行の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としております。なお、当行の対象役員以外の役員および従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、取締役の報酬の総額をその員数により除すことで算出される取締役の平均報酬額以上の報酬等を受ける者を指します。

(イ) 「当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の上限額を決定しております。取締役報酬の個人別の配分については、取締役会にて決議しております。また、監査役報酬の個人別の配分については、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。なお、平成元年6月29日開催の第85期定時株主総会において、取締役の報酬月額を1,050万円以内、監査役の報酬月額を250万円以内と決議しています。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

区 分	開催回数(平成23年4月～平成24年3月)
取締役会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、記載しておりません。

2. 当行の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 「対象役員」の報酬等に関する方針について

当行は、取締役会が「役員報酬規程」を定め、この中で、役員の報酬等の構成を「役員報酬」、「賞与」および「退職慰労金」としております。役員報酬は役員としての職務内容等を勘案し、取締役の役員報酬は取締役会にて、監査役の役員報酬は社外監査役を含む監査役の協議により個人別の配分を決定しております。

賞与は、当行の業績を勘案して決定しております。また、退職慰労金は役員としての職責および在任期間等を勘案し、取締役会が定めた「退職慰労金規程」に基づく額を株主総会において決議しています。

(2) 報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

当期における報酬体系の変更はありません。

3. 当行の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項 対象役職員の報酬等の総額 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区 分	員数(人)	報酬等の総額(百万円)					
		固定報酬の総額		変動報酬の総額		退職慰労金	
		基本報酬	賞与				
取締役	6	61	61	61	-	-	-
監査役(社外監査役を除く)	1	9	9	9	-	-	-
社外監査役	3	3	3	3	-	-	-
対象従業員等	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 上記には、平成23年6月27日開催の第107期定時株主総会の終了の時をもって退任した監査役1名に対する報酬等が含まれております。
2. 上記には、使用人兼務役員に対する使用人給与が含まれております。
3. 当行では、株式報酬型ストックオプション制度は導入しておりません。

5. 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項 特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。